

第 4 章 対象事業の実施予定地及び その周辺地域の概況

第4章 対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は図 4-1(1)のとおり、名古屋市南区に位置し、山崎川と天白川に挟まれた区域である。周辺には JR 東海道本線、JR 東海道新幹線、一般国道 1 号が並行しており、主要市道名古屋環状線、主要市道東海橋線等の主要道路と交差している。

事業予定地の桜、本笠寺、本星崎の各駅はいずれも普通列車のみの停車であるが、朝の混雑時には 8 両編成の普通列車が運行されて、多くの乗客に利用されている。本笠寺駅は笠寺観音の最寄り駅として利用されており、南区役所へも徒歩 10 分圏内に位置している。名古屋市総合体育館へも徒歩 15 分圏内で、スポーツやコンサート、イベントが開催されるときには JR 笠寺駅とともに観客輸送に利用される。また、本星崎駅は愛知県立名南工業高等学校の最寄り駅として多くの通学生に利用されている。

事業予定地及びその周辺地域の概況(地域特性)について文献等により調査した。なお、地域特性は「自然的状況」と「社会的状況」に分けて整理した。

調査地域を表 4-1 及び図 4-1(2)に示す。

その根拠については、本事業の実施により騒音レベルが一定以上変化することが予想される範囲(近接軌道の中心線より 100m 程度)を含む地域とし、地域社会の単位(学区、町丁目界等)及び道路、鉄道の位置を考慮し、設定した。

なお、収集するデータは令和元年 8 月末時点で入手できるものを基本とした。

表 4-1 調査地域

区	学区等
南区	菊住学区の一部、桜学区の一部、呼続学区の一部、春日野学区の一部、大磯学区の一部、笠寺学区の一部、星崎学区の一部
緑区	鳴海学区の一部

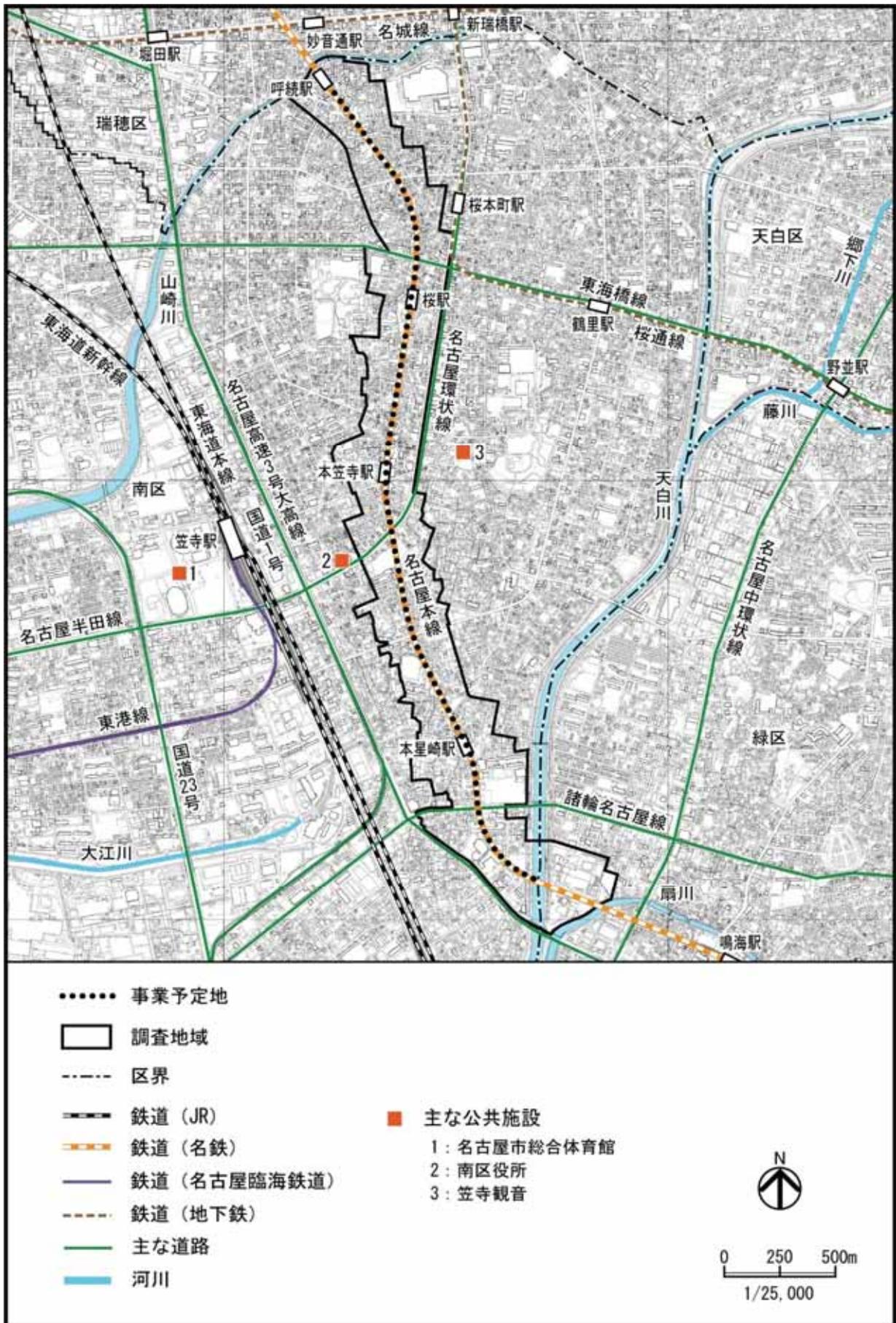


図 4-1(1) 事業予定地及びその周辺地域

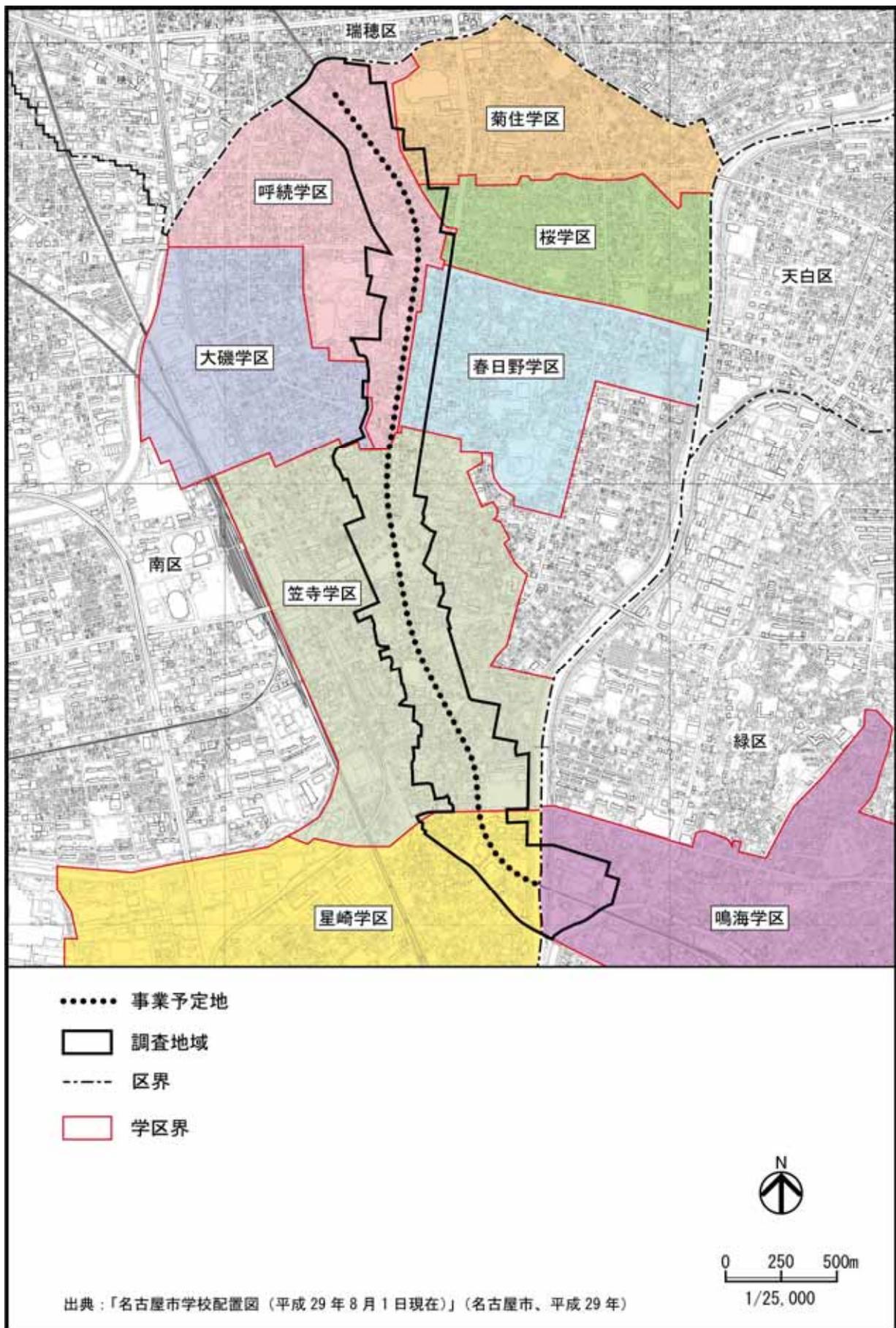


図 4-1(2) 事業予定地及びその周辺地域

4-1 自然的状況

4-1-1 地形・地質等の状況

(1) 地形

調査地域周辺における地形の状況を図 4-1-1 に示す。

事業予定地は天白川、山崎川にはさまれた地域に位置している。

調査地域周辺では盛土地などの人工改変地が多くを占めており、自然地形は川沿いの自然堤防、砂州・砂堆など沖積平野、やや小高くなっている更新世段丘などが残っている。

なお、事業予定地は、更新世段丘、盛土地などとなっている。

(2) 地質

調査地域周辺における地質の状況を図 4-1-2 に示す。

天白川、山崎川の周辺等水辺沿いでは主に自然堤防、河道堆積物など沖積層であり、やや小高くなっている場所では更新世の熱田層、八事層などとなっている。

なお、事業予定地は、熱田層、沖積層などとなっている。

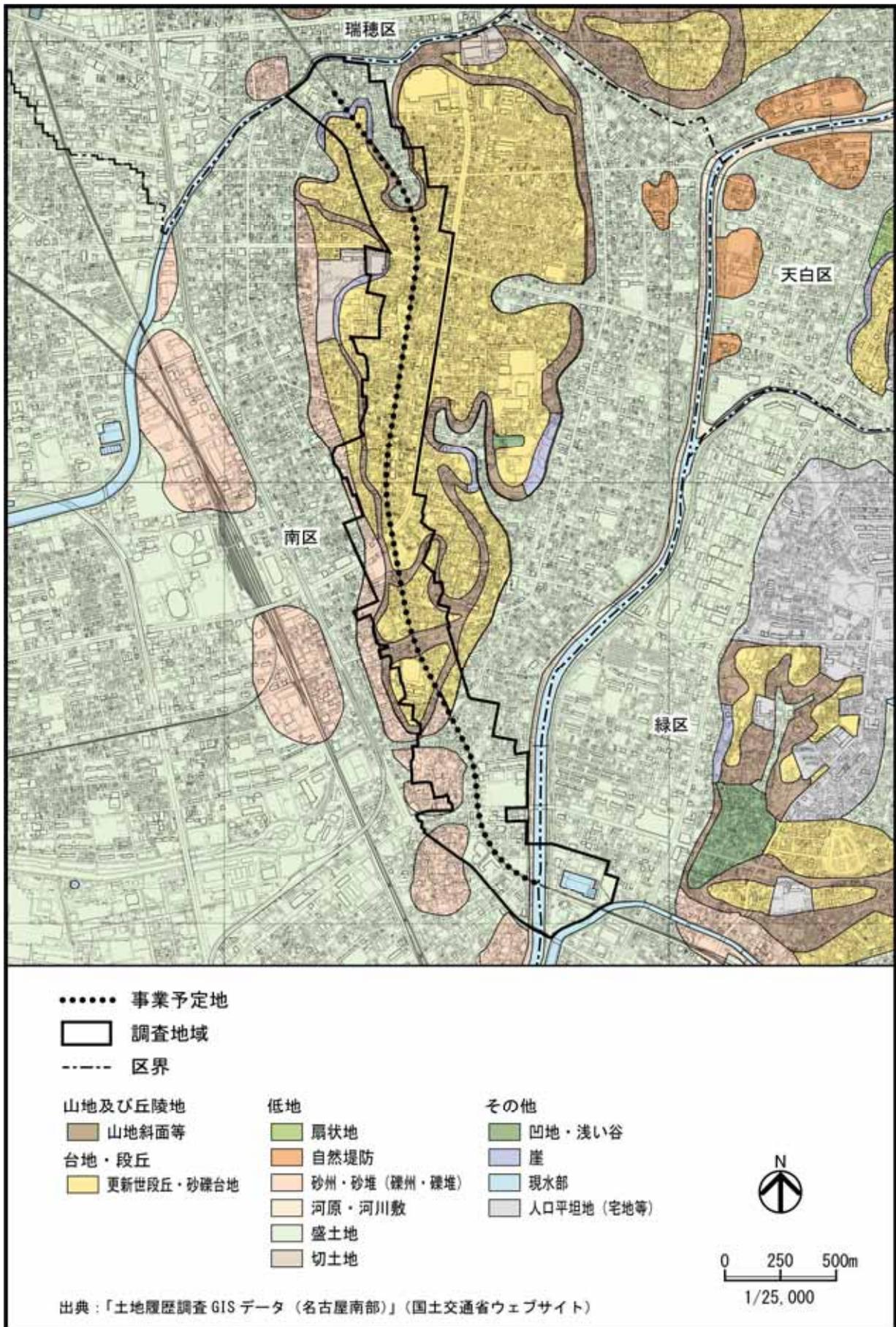


図 4-1-1 地形分類図

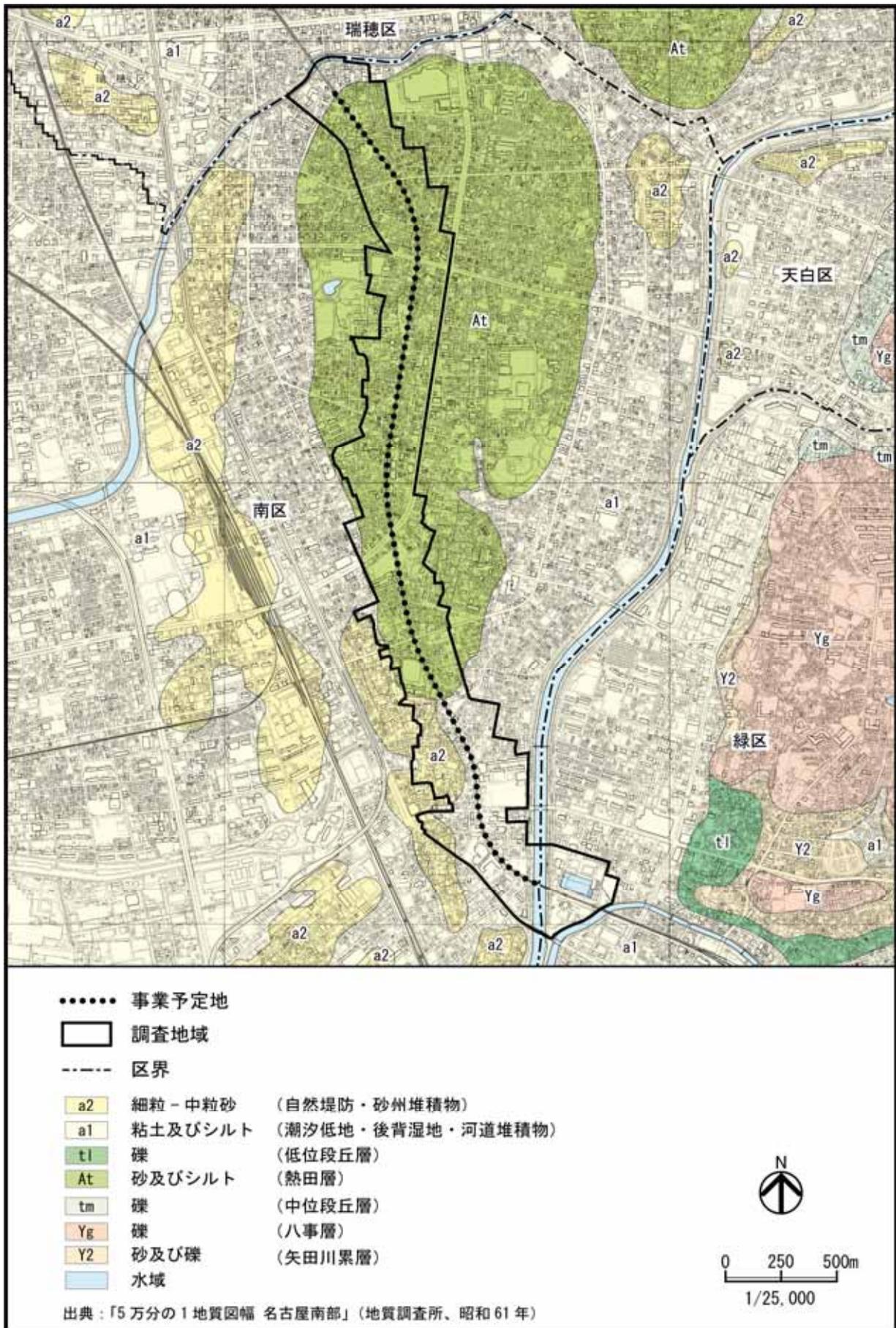


図 4-1-2 表層地質図

(3) 地盤沈下

調査地域における地盤沈下の状況を表 4-1-1、水準点の位置を図 4-1-3 に示す。

平成 30 年度の測量結果では、地盤沈下の目安とされている 1 年間又は 1 年当たりで 1cm 以上沈下した水準点はない。

表 4-1-1 地盤沈下の状況(平成 30 年度)

管理機関	名称	年間沈下量(mm)
国土地理院	173-1	—
名古屋市	N3	1
	N4	0
	N70	0

注)「—」は出典に記載がないことを示す。プラスの値は隆起していることを示す。

出典:「平成 30 年度濃尾平野地域地盤沈下等量線図」(東海三県地盤沈下調査会、令和元年)

(4) 土壌等

調査地域周辺における土壌の状況を図 4-1-4 に示す。

調査地域周辺における土壌は、多くが市街地、人工改変地などであり、自然土壌は台地及び低地土壌に属する灰色低地土壌、細粒灰色低地土壌が一部に分布している。

調査地域において、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域は指定されていない。

また、名古屋市環境保全条例に基づく措置管理区域、拡散防止管理区域はないが、形質変更時届出管理区域が 1 箇所指定されており、概要を表 4-1-2 に示す。

調査地域において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく指定区域はない。

また、土壌に係るダイオキシン類の調査結果を表 4-1-3 に示す。平成 29 年度は南区天白町の千鳥公園で行われており、その結果は 0.017pg-TEQ/g で環境基準を達成していた。

表 4-1-2 名古屋市環境保全条例に基づく形質変更時届出管理区域の概要

指定番号	指定年月日	所在地	面積	分類	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目
管-115	平成 29 年 10 月 5 日	名古屋市南区笠寺町字松東 58 番 1 の一部並びに前浜通 7 丁目 11 番の一部、12 番の一部及び 13 番の一部	約 360m ²	一般管理区域	砒素及びその化合物	溶出量基準
					ふっ素及びその化合物	溶出量基準

出典:「名古屋市環境保全条例に基づく区域の指定」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-3 ダイオキシン類の調査結果(平成 29 年度)

地点名称	所在地	調査年月日	調査結果	環境基準
千鳥公園	南区天白町	平成 29 年 7 月 19 日	0.017pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g 以下

出典:「平成 29 年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市、平成 30 年)

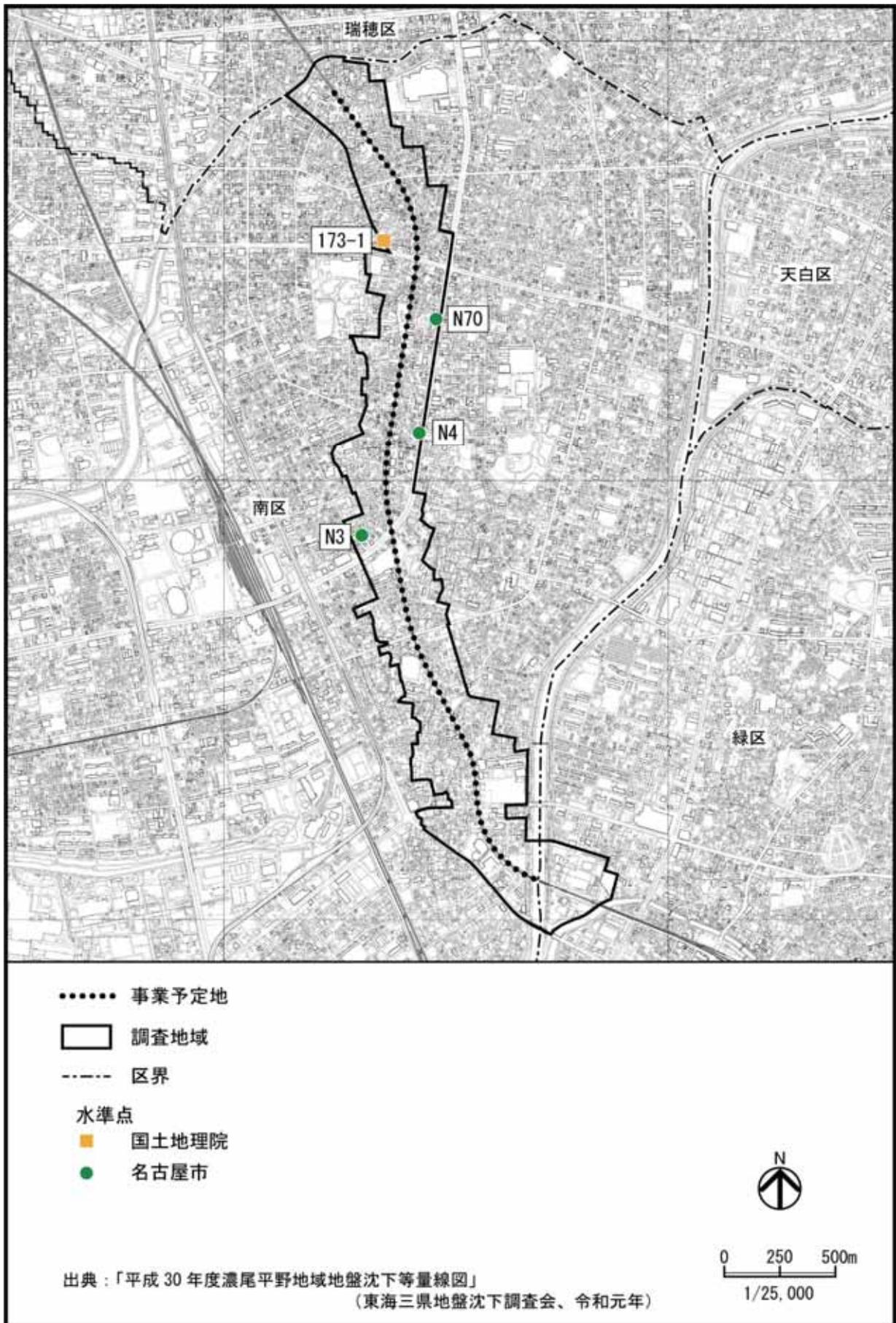


図 4-1-3 水準点の配置状況

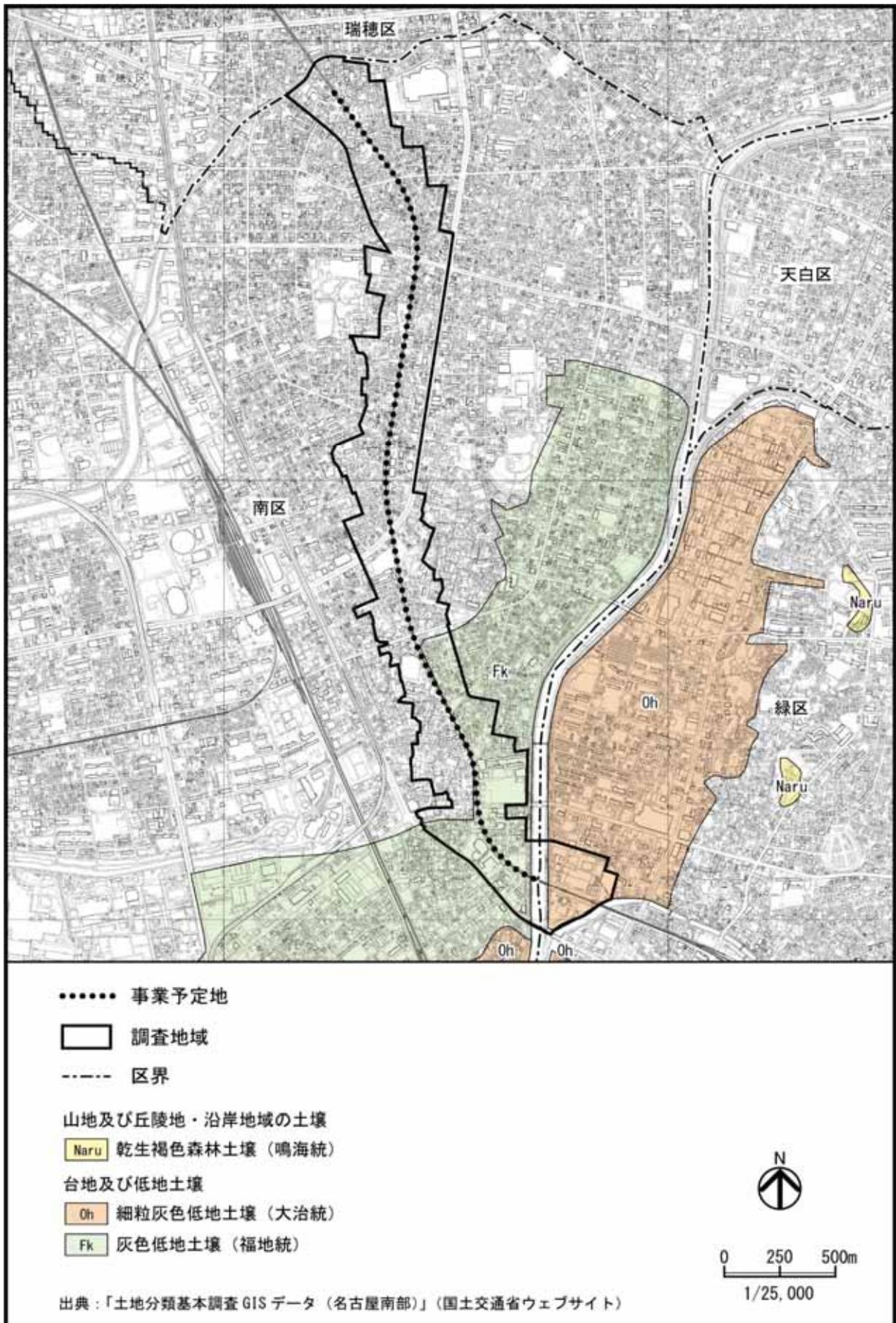


図 4-1-4 土壌図

4-1-2 水環境の状況

(1) 水象

調査地域周辺における主な河川の状況を図 4-1-5 に示す。

調査地域周辺には、2 級河川の山崎川、天白川及び扇川等が流れている。

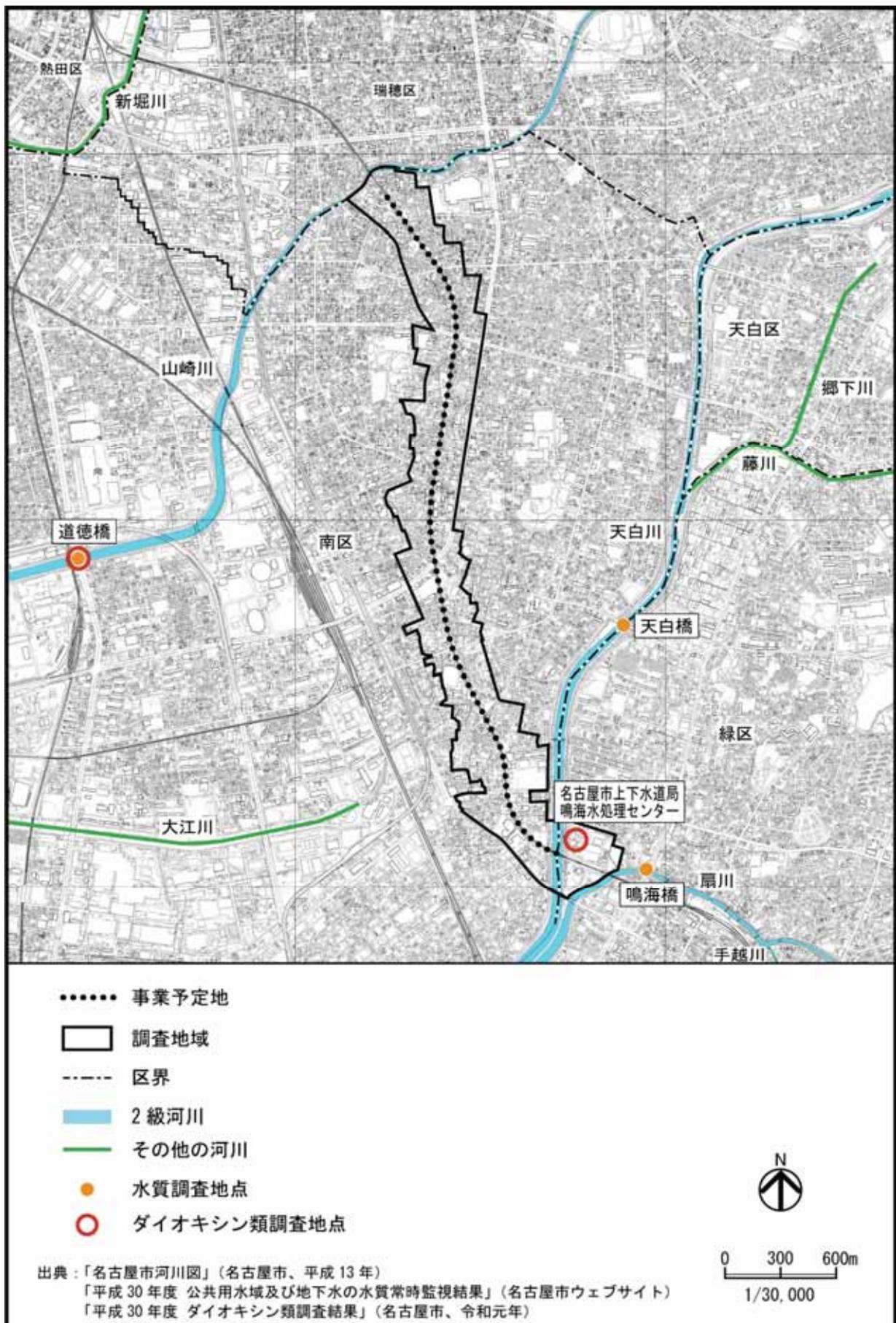


図 4-1-5 河川の状況、水質調査地点

(2) 水質

ア 河川

調査地域周辺における河川の水質調査地点を表 4-1-4 に、位置を前掲図 4-1-5 に示す。

調査地域周辺の公共用水域のうち、河川の水質調査は名古屋市により実施されている。

表 4-1-4 河川の水質の調査地点(平成 30 年度)

水域名	調査地点		生活環境項目	健康項目	実施者
	水質汚濁防止法に基づく調査地点	名古屋市環境保全条例に基づく調査地点			
山崎川	道德橋	—	○	○	名古屋市
天白川	天白橋	—	○	○	
扇川	—	鳴海橋	○	○	

注) 1. 「○」は測定している項目、「—」は該当しないことを示す。

2. 調査地域周辺において、山崎川に水質調査地点は存在しない。

出典:「平成 30 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

(7) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目、水質の汚濁に関する項目)

調査地域周辺における生活環境項目(水質の汚濁に関する項目)の調査結果を表 4-1-5 に示す。

道德橋は環境基準 D 類型及び環境目標値の地域区分☆に指定されており、DO、BOD、全亜鉛及び LAS を除き環境基準及び環境目標値に適合している。天白橋は環境基準 C 類型及び環境目標値の地域区分☆☆に指定されており、pH 及び BOD を除き環境基準及び環境目標値に適合している。鳴海橋は環境目標値の地域区分☆☆☆に指定されており、全亜鉛を除き環境目標値に適合している。

表 4-1-5(1) 生活環境項目(水質の汚濁に関する項目)の河川水質調査結果(平成 30 年度)

項目	調査地点		山崎川			環境基準(D類型)	環境目標値(☆)
	道德橋			m/n	x/y		
	最低	最高	平均値(75%値)				
pH	6.8	7.4	7.1	0/12	0/12	6.0以上8.5以下	6.5以上8.5以下
DO(mg/L)	1.5	6	4.0	1/12	2/12	2以上	3以上
BOD(mg/L)	1.7	12	3.5(3.2)	1/12	1/12	8以下	8以下
COD(mg/L)	4.3	10	6.4	-/12	-/12	—	—
SS(mg/L)	1	6	3	0/12	0/12	100以下	20以下
全窒素(mg/L)	3.0	8	5.8	-/6	-/6	—	—
全リン(mg/L)	0.14	0.31	0.23	-/6	-/6	—	—

注) 1. BODについて、年間の環境基準の評価は日平均値の75%値で評価を行う。BODの平均欄の()内の値は75%値を示す。

2. m/nは「環境基準に適合しなかった日数/総測定日数」、x/yは「環境目標値に適合しなかった日数/総測定日数」を示す。

出典:「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-5(2) 生活環境項目(水質の汚濁に関する項目)の河川水質調査結果(平成 30 年度)

調査地点 項目	天白川					環境基準 (C類型)	環境目標値 (☆☆)
	天白橋						
	最低	最高	平均値 (75%値)	m/n	x/y		
pH	7.3	8.6	7.5	1/12	1/12	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下
DO (mg/L)	5.9	9.9	7.9	0/12	0/12	5以上	5以上
BOD (mg/L)	0.8	9.7	4.1 (5.5)	4/12	4/12	5以下	5以下
COD (mg/L)	4.4	7.5	5.9	-/12	-/12	—	—
SS (mg/L)	2	10	5	0/12	0/12	50以下	15以下
全窒素 (mg/L)	4.0	4.0	4.0	-/1	-/1	—	—
全リン (mg/L)	0.25	0.25	0.25	-/1	-/1	—	—

注) 1. BODについて、年間の環境基準の評価は日平均値の75%値で評価を行う。BODの平均欄の()内の値は75%値を示す。
 2. m/nは「環境基準に適合しなかった日数/総測定日数」、x/yは「環境目標値に適合しなかった日数/総測定日数」を示す。
 出典:「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-5(3) 生活環境項目(水質の汚濁に関する項目)の河川水質調査結果(平成 30 年度)

調査地点 項目	扇川				環境目標値 (☆☆☆)
	鳴海橋				
	最低	最高	平均値 (75%値)	x/y	
pH	7.2	7.8	7.4	0/12	6.5以上8.5以下
DO (mg/L)	6.1	9	7.8	0/12	5以上
BOD (mg/L)	0.5	2.8	1.1 (1.2)	0/12	3以下
COD (mg/L)	2.1	4.3	3.1	-/12	—
SS (mg/L)	1	7	4	0/12	10以下
全窒素 (mg/L)	1.0	2.1	1.4	-/6	—
全リン (mg/L)	0.052	0.130	0.079	-/6	—
ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	100	550	200	0/12	1,000以下

注) 1. BODについて、年間の環境基準の評価は日平均値の75%値で評価を行う。BODの平均欄の()内の値は75%値を示す。
 2. x/yは「環境目標値に適合しなかった日数/総測定日数」を示す。
 出典:「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-5(4) 生活環境項目(水質の汚濁に関する項目)の河川水質調査結果(平成 30 年度)

項目	山崎川			環境基準 (D類型)	環境目標値 (☆)
	道徳橋				
	最低	最高	平均値		
全亜鉛 (mg/L)	0.011	0.032	0.020	0.03以下	0.03以下
ノニルフェノール (mg/L)	0.00006	0.00017	0.00010	0.002以下	0.002以下
LAS (mg/L)	<0.0006	0.160	0.017	0.05以下	0.05以下

出典:「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-5(5) 生活環境項目(水質の汚濁に関する項目)の河川水質調査結果(平成 30 年度)

項目	天白川			環境基準 (C類型)	環境目標値 (☆☆)
	天白橋				
	最低	最高	平均値		
全亜鉛 (mg/L)	0.018	0.018	0.018	0.03以下	0.03以下
ノニルフェノール (mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.002以下	0.002以下
LAS (mg/L)	0.0033	0.0033	0.0033	0.05以下	0.05以下

出典:「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-5(6) 生活環境項目(水質の汚濁に関する項目)の河川水質調査結果(平成 30 年度)

項目	扇川			環境目標値 (☆☆☆)
	鳴海橋			
	最低	最高	平均値	
全亜鉛 (mg/L)	0.013	0.033	0.020	0.03以下
ノニルフェノール (mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.002以下
LAS (mg/L)	0.0015	0.0015	0.0015	0.05以下

出典:「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

(イ) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目、水の安全性に関する項目）

調査地域周辺における健康項目（水の安全性に関する項目）の調査結果を表 4-1-6 に示す。

道徳橋、天白橋及び鳴海橋は環境基準及び環境目標値に適合している。

表 4-1-6 健康項目（水の安全性に関する項目）の河川水質調査結果（平成 30 年度）

項目	調査地点	山崎川	天白川	扇川	環境基準 環境目標値
		道徳橋	天白橋	鳴海橋	
カドミウム	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003以下
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	—	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	ND	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	ND	—	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.91	4.6	1.1	10以下
ふっ素	mg/L	—	<0.08	0.09	0.8以下
ほう素	mg/L	—	0.04	0.1	1以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

注) 1. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 「ND」は測定下限値未満、「—」は測定を行っていないことを示す。

出典:「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

「人の健康の保護に関する環境基準」(環境省ウェブサイト)

「水質汚濁に係る環境目標値」(名古屋市ウェブサイト)

(ウ) ダイオキシン類

調査地域及びその周辺においては、道徳橋でダイオキシン類の調査が実施されている(前掲図 4-1-5 参照)。平成 30 年度の調査結果は、0.033pg-TEQ/L であり環境基準に適合している。

また、平成 30 年度の名古屋市上下水道局鳴海水処理センターにおける排出水の測定結果は 0.00032pg-TEQ/L であり、排出基準を下回っている。

出典:「平成 30 年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市、令和元年)

(I) 底質

調査地域及びその周辺において底質の調査は実施されていない。

なお、調査地域に最も近い調査地点は天白川の千鳥橋で、総水銀及び PCB の平成 30 年度の調査結果では、ともに暫定除去基準に適合している。

出典:「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

イ 地下水

調査地域周辺における地下水の調査結果を表 4-1-7 に示す。調査地域周辺では概況定点調査が 1 地点、概況メッシュ調査が 3 地点、定期モニタリング調査が 2 地点で実施されている。

平成 30 年度の調査結果では、定期モニタリング調査の 2 地点で環境基準に適合していない項目がある。

また、調査地域周辺におけるダイオキシン類の調査は、平成 26 年度に南区忠次一丁目で実施されている。調査結果は、0.024pg-TEQ/L であり環境基準に適合している。

表 4-1-7(1) 地下水質の調査結果(平成 30 年度)

調査区分		概況定点	概況メッシュ		環境基準
調査地点		南区立脇町	南区鶴里二丁目	南区曽池町	
採水年月日		H30.11.29	H30.9.21	H30.10.16	
カドミウム	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	0.005	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	10 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 以下
ほう素	mg/L	0.02	<0.02	0.08	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注) 1. 「<」は報告下限値未満であること、「—」は測定を行っていないことを示す。

2. 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては 0.1mg/L 未満、アルキル水銀及び PCB については 0.0005mg/L 未満であることを示す。

出典:「平成 30 年度 公用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋ウェブサイト)

表 4-1-7(2) 地下水質の調査結果(平成 30 年度)

調査区分		概況メッシュ	定期モニタリング		環境基準
調査地点		緑区浦里五丁目	南区星崎二丁目	緑区鳴海町	
採水年月日		H30.9.26	H30.10.26	H30.12.27	
カドミウム	mg/L	<0.0005	—	—	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	—	—	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	—	—	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	—	—	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.005	—	—	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	—	0.0009	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	—	—	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.017	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	—	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	—	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	—	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	—	—	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	—	—	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	—	—	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	—	—	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	<0.10	—	—	10 以下
ふっ素	mg/L	0.08	—	—	0.8 以下
ほう素	mg/L	0.19	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	—	—	0.05 以下

注) 1. 「<」は報告下限値未満であること、「—」は測定を行っていないことを示す。

2. 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては 0.1mg/L 未満、アルキル水銀及び PCB については 0.0005mg/L 未満であることを示す。

出典:「平成 30 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

4-1-3 大気環境の状況

(1) 気象

気象官署の位置を図 4-1-6 に示す。事業予定地の近辺における気象官署として、北東約 7km に名古屋地方気象台(名古屋市千種区日和町)がある。



出典:「気象台の所在地・業務」(名古屋地方気象台ウェブサイト)

図 4-1-6 気象官署の位置

ア 気温・降水量

名古屋地方気象台における月別平均気温及び降水量の平年値を表 4-1-8 及び図 4-1-7 に示す。

月別平均気温は、最高が 8 月の 27.8℃、最低が 1 月の 4.5℃となっており、月別降水量は、最大が 9 月の 234.4mm、最小が 12 月の 45.0mm であり、年間降水量は 1,535.3mm である。

イ 風向・風速

名古屋地方気象台における月別平均風速の平年値及び最多風向を表 4-1-8 に示す。昭和 56 年～平成 22 年における平年値は、年間最多風向が北北西、平均風速が 2.9m/s である。

名古屋地方気象台における平成 30 年度の風配図は図 4-1-8 に示すとおりであり、最多風向は北北西となっている。

また、調査地域周辺の常監局における平成 30 年度の年間最多風向及び年間平均風速の状況は、白水小学校が北北西及び 2.2m/s、大高北小学校が北西及び 2.5m/s、千竈が北及び 1.4m/s、元塩公園が北西及び 1.2m/s である。

出典:「平成 30 年度 大気汚染常時監視結果(資料編)」(名古屋市ウェブサイト)

ウ 日射量

名古屋地方気象台における月別の平均全天日射量の平年値を表 4-1-8 及び図 4-1-9 に示す。

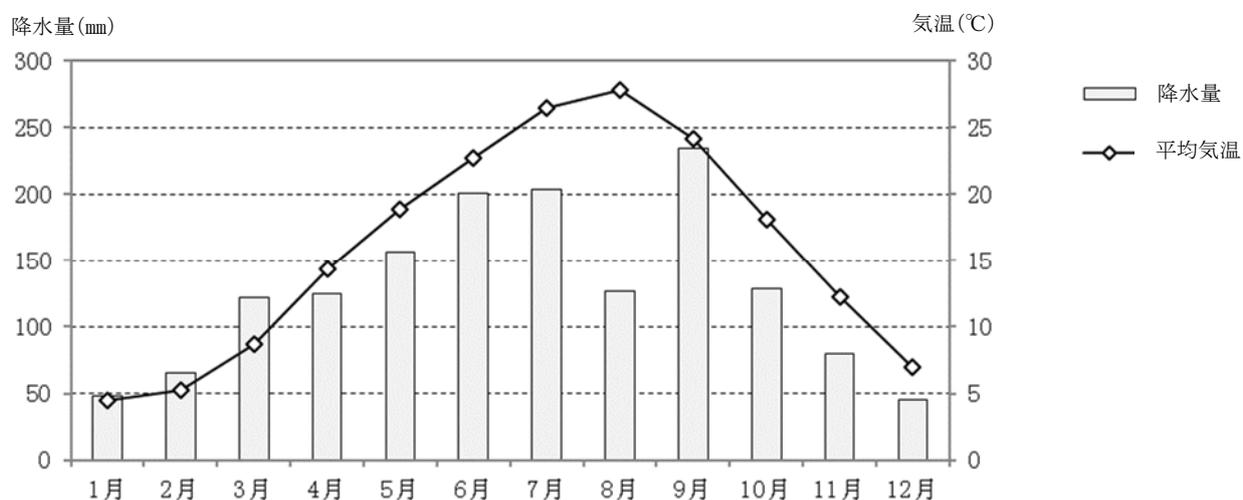
全天日射量の最大が 5 月の 17.7MJ/m²、最小が 12 月の 8.4MJ/m² となっており、年間平均は 13.5MJ/m² である。

表 4-1-8 名古屋地方気象台における平年値

(統計期間 昭和 56 年(1981 年)～平成 22 年(2010 年))

	平均気温(°C)	降水量(mm)	平均風速(m/s)	最多風向	平均全天日射量(MJ/m ²)
1 月	4.5	48.4	3.1	北北西	9.1
2 月	5.2	65.6	3.4	北北西	11.8
3 月	8.7	121.8	3.5	北北西	14.2
4 月	14.4	124.8	3.3	北北西	16.9
5 月	18.9	156.5	3.0	北北西	17.7
6 月	22.7	201.0	2.7	南南東	16.0
7 月	26.4	203.6	2.7	南南東	16.1
8 月	27.8	126.3	2.9	南南東	17.2
9 月	24.1	234.4	2.7	北北西	13.4
10 月	18.1	128.3	2.6	北北西	11.5
11 月	12.2	79.7	2.6	北北西	9.4
12 月	7.0	45.0	2.8	北北西	8.4
年間	15.8	1,535.3	2.9	北北西	13.5

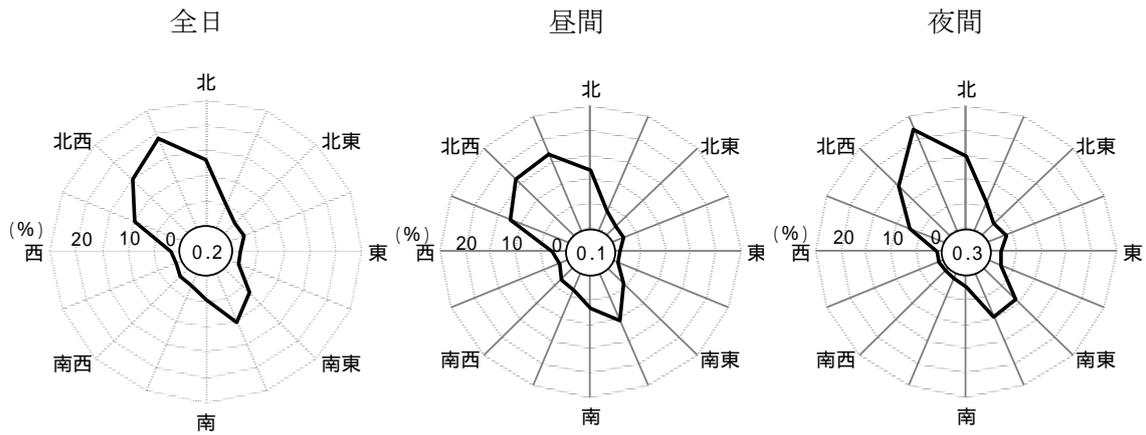
出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ウェブサイト)



出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ウェブサイト)

図 4-1-7 名古屋地方気象台における月別平均気温及び降水量の平年値

(統計期間 昭和 56 年(1981 年)～平成 22 年(2010 年))



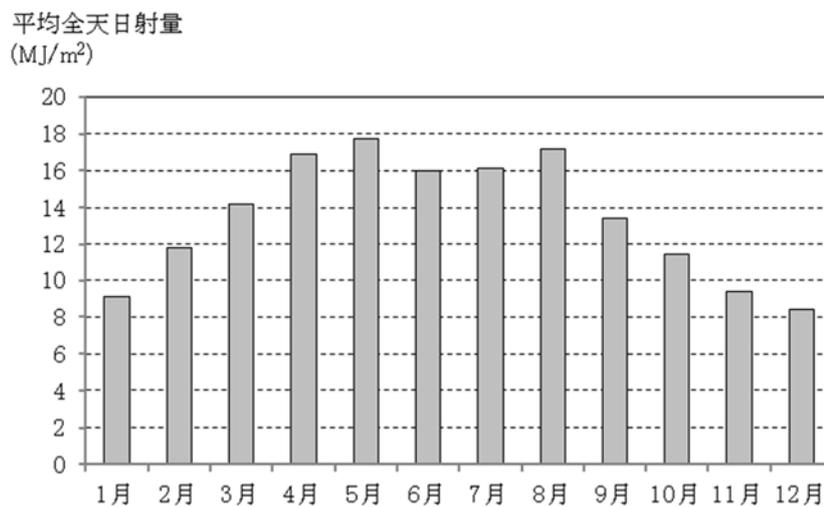
- 注) 1. グラフ内一目盛につき5%となっている。
 2. 円内の数字は静穏率(風速 0.2m/s 以下、単位%)を示す。
 3. 昼夜間の区分は以下のとおりとする。

月	昼間	夜間	月	昼間	夜間	月	昼間	夜間
1	7～17時	18～6時	5	5～18時	19～4時	9	6～18時	19～5時
2	7～17時	18～6時	6	5～19時	20～4時	10	6～17時	18～5時
3	7～18時	19～6時	7	5～19時	20～4時	11	7～16時	17～6時
4	6～18時	19～5時	8	6～18時	19～5時	12	7～16時	17～6時

出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ウェブサイト)

図 4-1-8 名古屋地方気象台における風配図

(統計期間 平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月)



出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ウェブサイト)

図 4-1-9 名古屋地方気象台における月別平均全日射量の平年値

(統計期間 昭和 56 年(1981 年)～平成 22 年(2010 年))

(2) 大気質

大気質の調査項目を表 4-1-9 に、調査地点の位置を図 4-1-10 に示す。

調査地域周辺の常監局としては、一般局の白水小学校、大高北小学校、自排局の千竈、元塩公園の計 4 地点がある。

また、ダイオキシン類の調査地点として、瑞穂保健センターの 1 地点がある。

表 4-1-9 大気質の調査項目

調査地点	局属性	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ダイオキシン類	調査主体
白水小学校	一般局	○	○	—	○	○	○	—	名古屋市
大高北小学校	一般局	—	○	—	○	○	○	—	
千竈	自排局	—	○	—	○	—	○	—	
元塩公園	自排局	—	○	○	○	—	○	—	
瑞穂保健センター	—	—	—	—	—	—	—	○	

注) 1. 平成 30 年度の調査状況である。

2. 「○」は調査している項目、「—」は調査していない項目を示す。

出典:「平成 30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、令和元年)

「平成 30 年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市、令和元年)

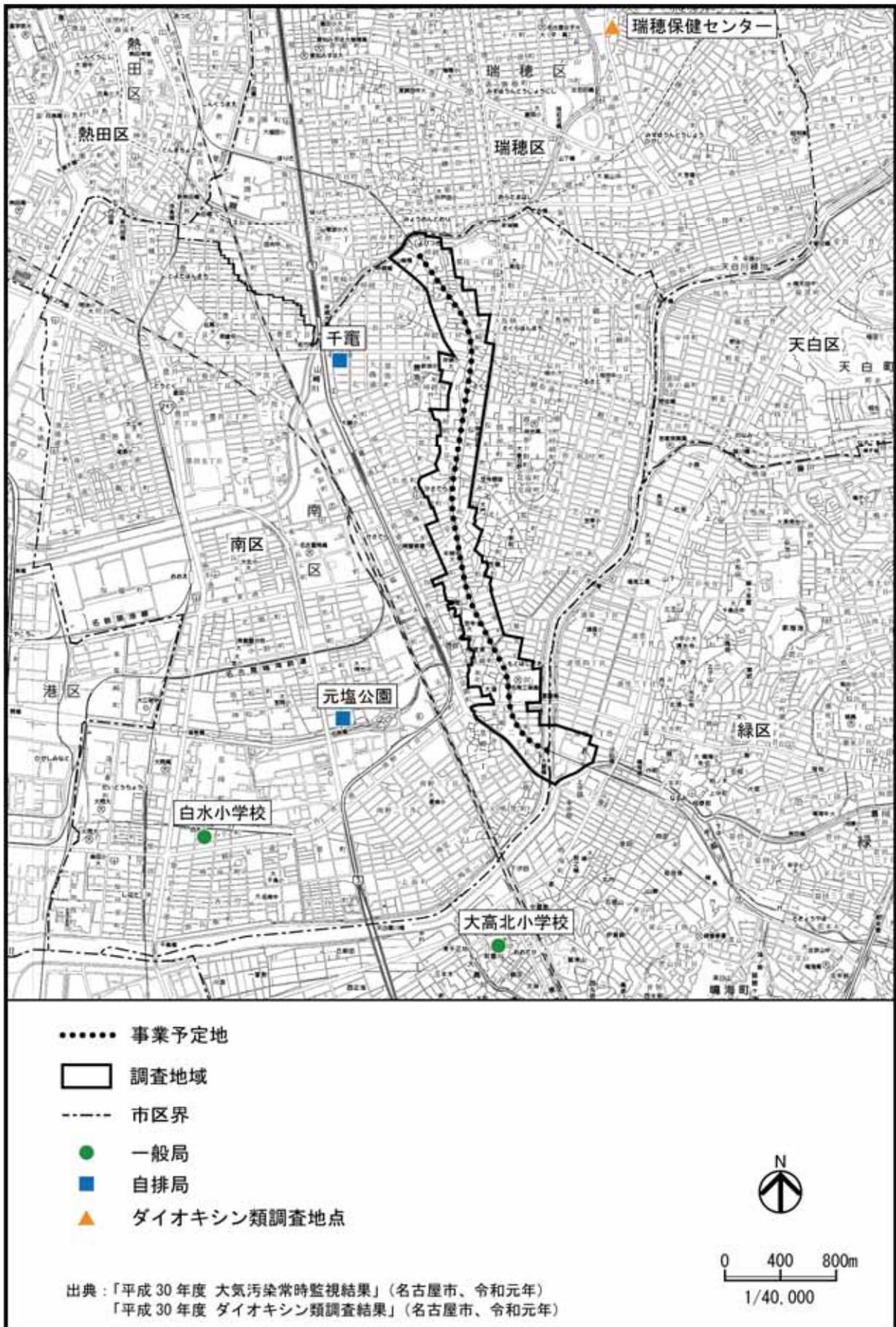


図 4-1-10 大気質調査地点

ア 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄の平成 30 年度の調査結果を表 4-1-10 に、過去 5 年間における経年変化を図 4-1-11 に示す。

白水小学校においては、長期的評価方法に基づく環境基準を達成しており、過去 5 年間についても達成している状況である。

表 4-1-10 二酸化硫黄の調査結果(平成 30 年度)

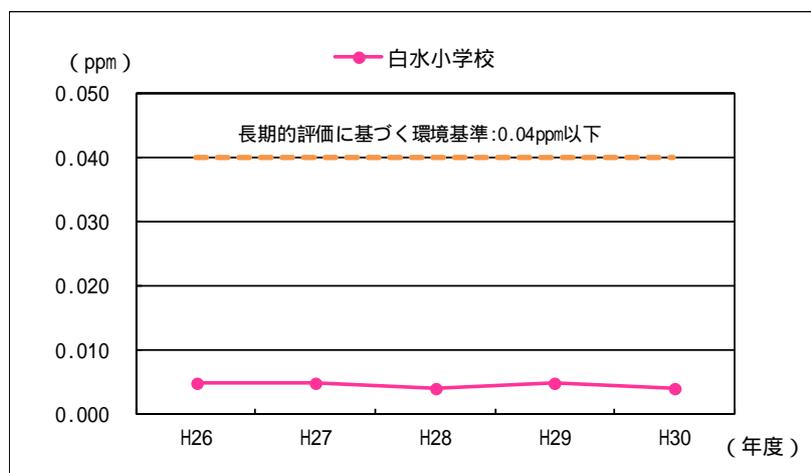
測定局	年平均値	短期的評価					長期的評価			1 時間値の最高値
		1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		環境基準の達成状況	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の達成状況	
		時間	%	日	%					
白水小学校	0.001 ppm	0	0	0	0	○	0.004 ppm	○	○	0.035 ppm

注) 1. 環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

2. 環境基準の長期的評価は、年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

(昭和 48 年 6 月 環境省 環大企第 143 号)

出典:「平成 30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、令和元年)



出典:「平成 26~30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 27 年~令和元年)

図 4-1-11 二酸化硫黄の経年変化(日平均値の 2% 除外値)

イ 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素の平成 30 年度の調査結果を表 4-1-11 に、過去 5 年間における経年変化を図 4-1-12 に示す。

いずれの地点においても、長期的評価方法に基づく環境基準を達成しており、過去 5 年間についても達成している状況である。

また、元塩公園を除き、環境目標値を達成している。

表 4-1-11 二酸化窒素の調査結果(平成 30 年度)

測定局	年平均値 ppm	1時間値 の最高値 ppm	長期的評価		日平均値が0.06ppmを 超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppmを 超えた日数とその割合		
			日平均値 の年間 98%値 ppm	達成状況					
				環境基準	環境目標値	日	%	日	%
白水小学校	0.017	0.077	0.038	○	○	0	0	3	0.8
大高北小学校	0.014	0.075	0.033	○	○	0	0	0	0
千竈	0.018	0.071	0.037	○	○	0	0	2	0.5
元塩公園	0.026	0.088	0.046	○	×	0	0	32	8.8

注) 1. 環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

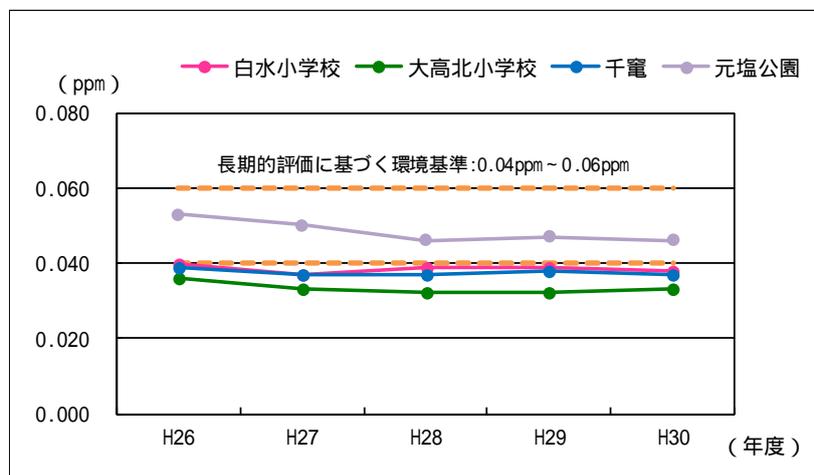
2. 環境目標値は、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。

3. 環境基準の長期的評価方法は、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下の場合には環境基準が達成されているものとする。

(昭和53年7月 環境省 環大企第262号)

4. 環境目標値の評価方法は、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。

出典:「平成30年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、令和元年)



出典:「平成26~30年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成27年~令和元年)

図 4-1-12 二酸化窒素の経年変化(日平均値の年間98%値)

ウ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素の平成 30 年度の調査結果を表 4-1-12 に、過去 5 年間における経年変化を図 4-1-13 に示す。

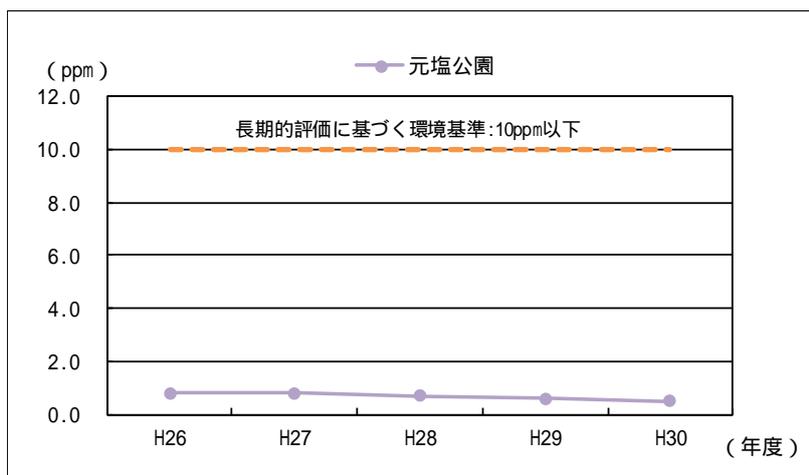
元塩公園においては、長期的評価方法に基づく環境基準を達成しており、過去 5 年間についても達成している状況である。

表 4-1-12 一酸化炭素の調査結果(平成 30 年度)

測定局	年平均値	短期的評価				長期的評価		1時間値 の最高値	
		8時間値が20ppm を超えた回数とその割合		日平均値が10ppm を超えた日数とその割合		環境基準の 達成状況	環境基準の 達成状況		
		回数	%	日	%				日平均値 の2%除 外値
ppm	回数	%	日	%	○:達成 ×:非達成	ppm	○:達成 ×:非達成	ppm	
元塩公園	0.3	0	0	0	0	○	0.5	○	1.8

- 注) 1. 環境基準は、1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
 2. 環境基準の長期的評価方法は、年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
 (昭和48年6月 環境省 環大企第143号)

出典:「平成30年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、令和元年)



出典:「平成26～30年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成27年～令和元年)

図 4-1-13 一酸化炭素の経年変化(日平均値の2%除外値)

エ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質の平成 30 年度の調査結果を表 4-1-13 に、過去 5 年間における経年変化を図 4-1-14 に示す。

いずれの地点においても、長期的評価方法に基づく環境基準を達成しており、過去 5 年間についても達成している状況である。

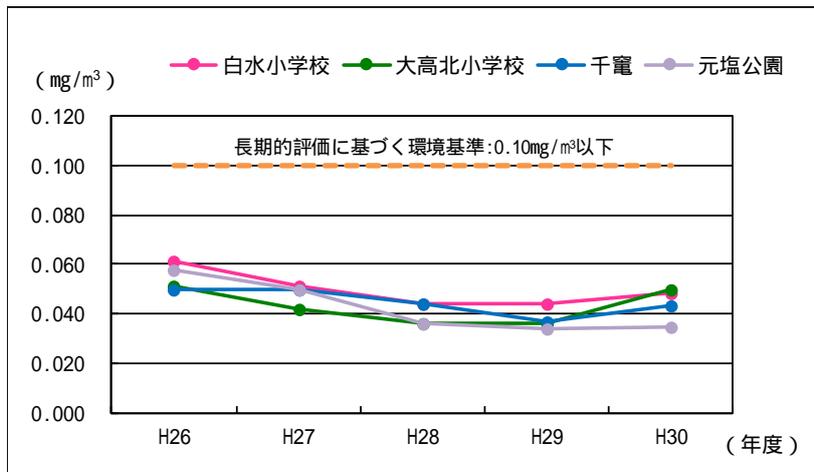
また、いずれの地点においても、市民の健康の保護に係る環境目標値は達成しており、快適な生活環境の確保に係る環境目標値は非達成の状況である。

表 4-1-13 浮遊粒子状物質の調査結果(平成 30 年度)

測定局	年平均値	短期的評価					長期的評価			環境目標値(快適な生活環境の確保)の達成状況	1 時間値の最高値
		1 時間値が 0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		環境基準・環境目標値(市民の健康の保護)の達成状況	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準・環境目標値(市民の健康の保護)の達成状況		
		時間	%	日	%						
白水小学校	0.019	0	0	0	0	○	0.048	○	○	×	0.118
大高北小学校	0.019	0	0	0	0	○	0.050	○	○	×	0.134
千竈	0.018	0	0	0	0	○	0.043	○	○	×	0.090
元塩公園	0.016	0	0	0	0	○	0.035	○	○	×	0.092

- 注) 1. 環境基準及び環境目標値(市民の健康の保護)は、1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m³ 以下であること。
 2. 環境目標値(快適な生活環境の確保)は、1 年平均値が 0.015 mg/m³ 以下であること。
 3. 環境基準の長期的評価方法は、年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が 0.10mg/m³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。(昭和 48 年 6 月 環境省 環大企第 143 号)
 4. 環境目標値(市民の健康の保護)の評価方法は、環境基準と同一とする。
 5. 環境目標値(快適な生活環境の確保)の評価方法は、1 年平均値が 0.015mg/m³ 以下であること。

出典:「平成 30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、令和元年)



出典:「平成 26~30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 27 年~令和元年)

図 4-1-14 浮遊粒子状物質の経年変化(日平均値の 2%除外値)

オ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントの平成 30 年度の調査結果を表 4-1-14 に、過去 5 年間における経年変化を図 4-1-15 に示す。

いずれの地点においても、環境基準が非達成の状況となっており、過去 5 年間についても非達成の状況である。なお、これは当該地域特有の傾向ではなく、全国的な傾向である。

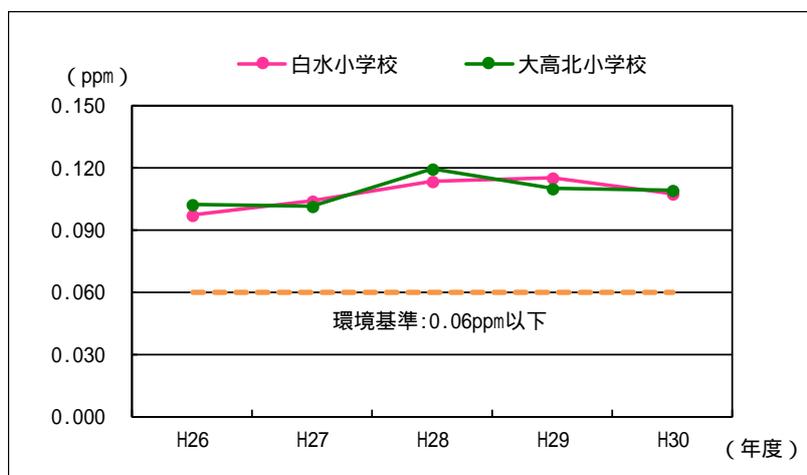
また、いずれの地点においても、環境目標値が非達成の状況である。

表 4-1-14 光化学オキシダントの調査結果(平成 30 年度)

測定局	昼間の 1 時間値 の年平均値	短期的評価				環境基準・ 環境目標値の達 成状況	昼間の 1 時間値の 最高値
		昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数 及び時間数とその割合					
		ppm	日	%	時間	%	○:達成 ×:非達成
白水小学校	0.030	48	13.2	221	4.1	×	0.107
大高北小学校	0.031	64	17.9	317	6.0	×	0.109

- 注) 1. 環境基準及び環境目標値は、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
 2. 環境基準の短期的評価方法は、年間を通じて、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価する。(昭和 48 年 6 月 環境省 環大企第 143 号)
 3. 環境目標値の評価方法は、環境基準と同一とする。

出典:「平成 30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、令和元年)



出典:「平成 26~30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 27 年~令和元年)

図 4-1-15 光化学オキシダントの経年変化(昼間の 1 時間値の最高値)

カ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質の平成 30 年度の調査結果を表 4-1-15 に、過去 5 年間における経年変化を図 4-1-16 に示す。

いずれの地点においても環境基準を達成しており、過去 5 年間のうち平成 28 年度以降は達成している状況である。

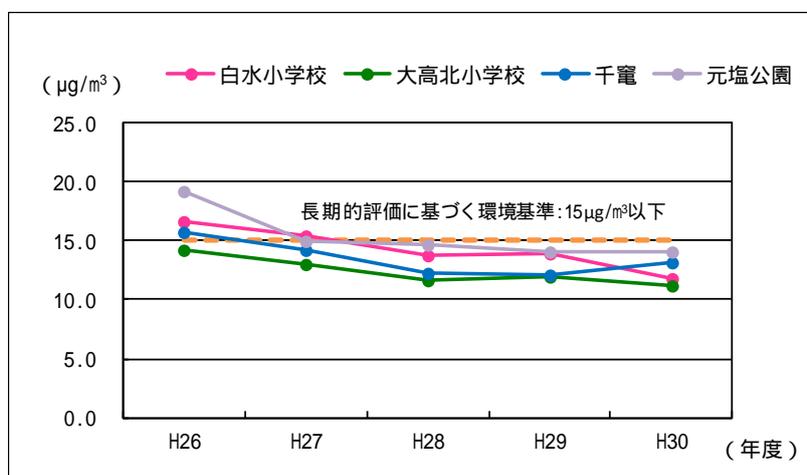
また、いずれの地点においても、環境目標値を達成している。

表 4-1-15 微小粒子状物質の調査結果(平成 30 年度)

測定局	長期的評価						
	短期基準			長期基準		環境基準・ 環境目標値 の達成状況	
	1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合		1 日平均値の年間 98 パーセンタイル値	短期基準 との比較	年平均値		長期基準 との比較
	日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	○: 達成 ×: 非達成	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	○: 達成 ×: 非達成	○: 達成 ×: 非達成
白水小学校	1	0.3	27.9	○	11.8	○	○
大高北小学校	2	0.6	28.8	○	11.2	○	○
千竈	2	0.6	30.0	○	13.2	○	○
元塩公園	4	1.1	31.5	○	14.1	○	○

- 注) 1. 環境基準及び環境目標値は、1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ 1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
 2. 環境基準の評価方法は、1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり(長期基準)、かつ、1 日平均値のうち 98 パーセンタイル値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること(短期基準)。(平成 21 年 9 月 環境省 環水大総発第 090909001 号)
 3. 環境目標値の評価方法は、環境基準と同一とする。

出典:「平成 30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、令和元年)



出典:「平成 26~30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 27 年~令和元年)

図 4-1-16 微小粒子状物質の経年変化(年平均値)

キ ダイオキシン類

ダイオキシン類の平成 30 年度の調査結果を表 4-1-16 に、過去 5 年間における経年変化を図 4-1-17 に示す。

瑞穂保健センターは環境基準を達成しており、過去 5 年間についても達成している状況である。

また、平成 30 年度の名古屋市上下水道局山崎水処理センターにおける排出ガスの測定結果は 0.0000046pg-TEQ/m³N(1 号炉)及び 0.0000043pg-TEQ/m³N(2 号炉)であり排出基準に適合している。

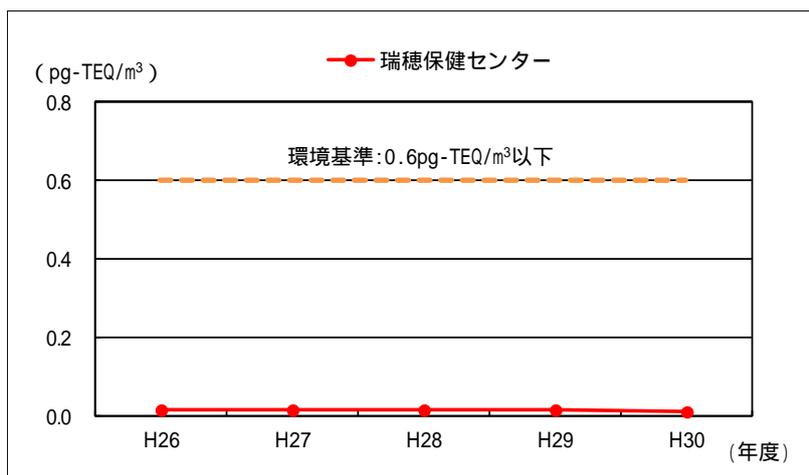
表 4-1-16 ダイオキシン類の調査結果(平成 30 年度)

調査地点	調査結果(pg-TEQ/m ³)					環境基準の達成状況 ○:達成 ×:非達成
	春季	夏季	秋季	冬季	年間平均値	
瑞穂保健センター	0.011	0.0075	0.018	0.0096	0.012	○

調査時期:(春季)平成 30 年 5 月 9 日～5 月 16 日、(夏季)平成 30 年 7 月 25 日～8 月 1 日、
(秋季)平成 30 年 10 月 10 日～10 月 17 日、(冬季)平成 31 年 1 月 16 日～1 月 23 日

注) 環境基準は、1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下であること。

出典:「平成 30 年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市、令和元年)



出典:「平成 26～30 年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市、平成 27 年～令和元年)

図 4-1-17 ダイオキシン類の経年変化(年平均値)

ク 有害大気汚染物質

(ア) 環境基準が定められている物質

有害大気汚染物質(環境基準が定められている物質)の平成30年度の調査結果を表4-1-17に示す。いずれの地点においても、環境基準を達成している。

表 4-1-17 有害大気汚染物質(環境基準が定められている物質)の調査結果(平成30年度)

測定局	年平均値		環境基準の達成状況 ○:達成 ×:非達成
	白水小学校	元塩公園	
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1.1	0.98	○
トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.84	0.95	○
テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.27	0.26	○
ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	3.8	4.5	○

注) 1. トリクロロエチレンの環境基準は、平成30年11月に $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ から $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ へ改定された。

2. 環境基準は、以下に示すとおりである。

ベンゼン: $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

トリクロロエチレン: $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

テトラクロロエチレン: $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

ジクロロメタン: $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

出典:「平成30年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、令和元年)

(イ) 指針値が定められている物質

有害大気汚染物質(指針値が定められている物質)の平成30年度の調査結果を表4-1-18に示す。いずれの地点においても、指針値を達成している。

表 4-1-18 有害大気汚染物質(指針値が定められている物質)の調査結果(平成30年度)

測定局	年平均値		指針値の達成状況 ○:達成 ×:非達成
	白水小学校	元塩公園	
アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.11	0.13	○
塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.0086	0.0063	○
水銀及びその化合物 (ng/m^3)	2.4	2.2	○
ニッケル化合物 (ng/m^3)	22	12	○
クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.73	0.32	○
1,2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.15	0.15	○
1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.10	0.11	○
砒素及びその化合物 (ng/m^3)	1.3	1.2	○
マンガン及びその化合物 (ng/m^3)	58	41	○

注) 指針値は、以下に示すとおりである。

アクリロニトリル: $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

塩化ビニルモノマー: $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

水銀及びその化合物: $40\text{ng}/\text{m}^3$ 以下

ニッケル化合物: $25\text{ng}/\text{m}^3$ 以下

クロロホルム: $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

1,2-ジクロロエタン: $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

1,3-ブタジエン: $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

砒素及びその化合物: $6\text{ng}/\text{m}^3$ 以下

マンガン及びその化合物: $140\text{ng}/\text{m}^3$ 以下

出典:「平成30年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、令和元年)

(3) 騒音

ア 環境騒音

調査地域周辺における環境騒音の調査結果を表 4-1-19 に示す。昼間は南区堤起町、夜間は堤起町及び南区忠次一丁目を除いて、環境基準を達成している。

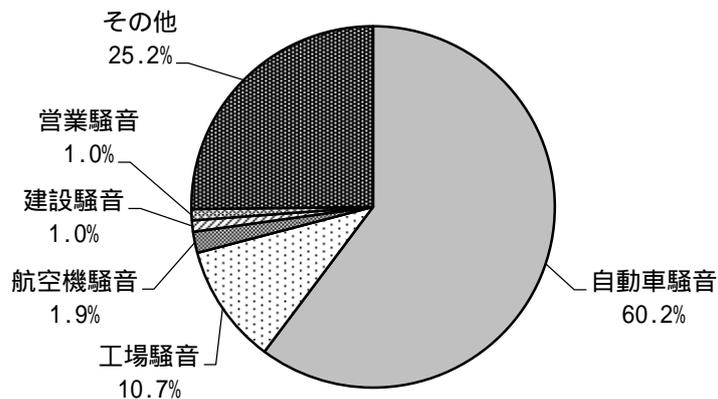
なお、市内全域における環境騒音の主な寄与音源は図 4-1-18 に示すとおりであり、自動車騒音が 60.2%と最も多く、次いで工場騒音の 10.7%、航空機騒音の 1.9%の順となっている。

表 4-1-19 環境騒音の調査結果(平成 26 年度)

調査地点	用途地域	類型	時間帯	等価騒音 レベル (dB)	環境基準 (dB)	環境基準 の適否 適:○否:×
1 南区見晴町	第二種中高層住居専用地域	A	昼間	53	55	○
			夜間	40	45	○
2 南区堤起町	第一種住居地域	B	昼間	58	55	×
			夜間	49	45	×
3 南区南野三丁目	工業地域	C	昼間	56	60	○
			夜間	39	50	○
4 南区忠次一丁目	工業地域	C	昼間	59	60	○
			夜間	57	50	×

注) 昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日 6 時までである。

出典:「名古屋市の騒音 環境騒音編(平成 26 年度)」(名古屋市ウェブサイト)



出典:「名古屋市の騒音 環境騒音編(平成 26 年度)」(名古屋市ウェブサイト)

図 4-1-18 環境騒音の主な寄与音源

イ 道路交通騒音

調査地域周辺における道路交通騒音の調査結果を表 4-1-20 に示す。平成 29・30 年度の調査結果は昼間が 62～70dB であり、夜間が 57～70dB である。

また、調査地域周辺における道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果を表 4-1-21 に示す。平成 29・30 年度の調査結果では、昼夜間ともに環境基準を達成した割合は 67.5～100%である。

表 4-1-20 道路交通騒音の調査結果(平成 29・30 年度)

路線名	測定地点	等価騒音レベル(dB)		10 分間交通量(台)		
		昼 間	夜 間	小型車	大型車	大型車 混入率 (%)
名古屋高速 3 号大高線	南区南野一丁目	62	58	—	—	—
一般国道 1 号	南区星崎一丁目	67	61	231	51	18.1
一般国道 1 号 名古屋高速 3 号大高線	南区本地通	68	64	349	77	18.1
	南区寺部通	70	67	449	74	14.1
	南区千竈通	70	67	462	47	9.2
一般国道 23 号	南区浜田町	70	70	436	304	41.1
	南区東又兵ヱ町	66	63	278	233	45.6
県道諸輪名古屋線	緑区鳴海町	70	65	266	15	5.3
県道名古屋半田線	南区港東通	68	63	146	49	25.1
県道名古屋中環状線	緑区浦里五丁目	69	65	236	40	14.5
	緑区鳴海町	66	62	215	42	16.3
市道名古屋環状線	南区前浜通	65	60	178	27	13.2
	南区桜本町	67	62	254	20	7.3
市道東海橋線	南区戸部下一丁目	69	62	204	40	16.4
	南区桜台一丁目	67	62	264	27	9.3
	天白区野並三丁目	66	62	229	9	3.8
県道緑瑞穂線	南区笠寺町	66	59	67	5	6.9
	南区呼統一丁目	64	57	85	6	6.6

注) 1. 昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日 6 時までである。

2. 交通量は、昼間 10 分間における台数である。

出典:「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成 29・30 年度)」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-21 (1) 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果(平成 29・30 年度)

評価対象路線名	評価区間		面的評価結果					
	始点	終点	評価対象 住居等 (戸)	達成戸数 (昼夜間)	達成戸数 (昼間)	達成戸数 (夜間)	非達成戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間) (%)
一般国道 1 号 名古屋高速 3 号大高線	南区 本地通	南区 前浜通	258	198	59	0	1	76.7
	南区 前浜通	南区 寺部通	173	128	29	0	16	74.0
	南区 寺部通	南区 千竈通	75	69	6	0	0	92.0
	南区 千竈通	南区 千竈通	177	121	36	0	20	68.4
	南区 千竈通	瑞穂区 河岸 1 丁目 1	126	85	22	0	19	67.5
一般国道 1 号	瑞穂区 神徳町 1	熱田区 伝馬 3 丁目 4	255	191	59	0	5	74.9
一般国道 23 号	南区 丹後通	南区 弥次工町	270	219	48	0	3	81.1
	南区 弥次工町	南区 弥次工町	108	108	0	0	0	100.0
	南区 弥次工町	南区 東又兵工町	78	73	4	0	1	93.6
	南区 東又兵工町	南区 東又兵工町	19	19	0	0	0	100.0
	南区 東又兵工町	南区 堤町	69	69	0	0	0	100.0
県道諸輪名古屋線	緑区 潮見が丘	緑区 鳴海町	420	418	0	1	1	99.5
	緑区 鳴海町	緑区 浦里	41	41	0	0	0	100.0
	緑区 浦里	南区 阿原町	140	140	0	0	0	100.0
	南区 阿原町	南区 星崎	102	102	0	0	0	100.0
	南区 星崎	南区 丹後通	43	37	5	0	1	86.0
県道名古屋半田線	南区 弥次工町	南区 港東通	316	315	0	0	1	99.7
県道名古屋中環状線	緑区 鳴海町	緑区 浦里	113	113	0	0	0	100.0
	緑区 浦里	天白区 野並	916	916	0	0	0	100.0
	天白区 野並	天白区 野並	146	146	0	0	0	100.0
	天白区 野並	天白区 天白町大字 野並	140	140	0	0	0	100.0
市道名古屋環状線	南区 弥次工町	南区 前浜通	222	220	1	0	1	99.1
	南区 前浜通	南区 前浜通	124	124	0	0	0	100.0
	南区 前浜通	南区 桜本町	573	561	2	3	7	97.9
	南区 桜本町	瑞穂区 瑞穂通	695	694	0	1	0	99.9
市道東海橋線	南区 豊田 1 丁目 2	南区戸部下 1 丁目 1	367	367	0	0	0	100.0
	南区戸部下 1 丁目 1	南区 千竈通	307	307	0	0	0	100.0
	南区 千竈通	南区 桜本町	849	805	21	0	23	94.8
	南区 桜本町	南区 鯛取通	236	236	0	0	0	100.0
	南区 鯛取通	南区 鯛取通	76	63	0	0	13	82.9
	南区 鯛取通	天白区 野並	916	916	0	0	0	100.0
	天白区 野並	天白区 野並	229	229	0	0	0	100.0

表 4-1-21(2) 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果(平成 29・30 年度)

評価対象路線名	評価区間		面的評価結果					
	始点	終点	評価対象 住居等 (戸)	達成戸数 (昼夜間)	達成戸数 (昼間)	達成戸数 (夜間)	非達成戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間) (%)
県道岩崎名古屋線	瑞徳区 瑞徳通	瑞徳区 妙音通	164	164	0	0	0	100.0
	瑞徳区 妙音通	瑞徳区 妙音通	271	271	0	0	0	100.0
	瑞徳区 妙音通	瑞徳区 妙音通	355	355	0	0	0	100.0
	瑞徳区 妙音通	瑞徳区 河岸 1 丁目 1	93	93	0	0	0	100.0
	瑞徳区 河岸 1 丁目 1	瑞徳区 河岸 1 丁目 1	120	91	28	0	1	75.8
	瑞徳区 河岸 1 丁目 1	瑞徳区 内浜町 3	35	31	2	0	2	88.6
県道緑瑞徳線	緑区 境松	緑区 鳴海町	1,092	1,086	1	3	2	99.5
	緑区 鳴海町	緑区 浦里	387	387	0	0	0	100.0
	緑区 浦里	南区 砂口町	165	165	0	0	0	100.0
	南区 砂口町	南区 笠寺町	289	289	0	0	0	100.0
	南区 笠寺町	瑞徳区 神徳町 1	1,344	1,344	0	0	0	100.0
県道笠寺星崎線	南区 星崎	南区 砂口町	636	635	0	0	1	99.8

注) 1. 昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日 6 時までである。

2. 面的評価結果は以下のとおりである。

- ・達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数(昼間) : 昼間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数(夜間) : 夜間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- ・非達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準非達成の住居等の戸数

出典:「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成 29・30 年度)」(名古屋市ウェブサイト)

ウ 在来鉄道騒音

調査地域周辺における、在来鉄道騒音の調査結果を表 4-1-22 に示す。平成 28 年度の調査結果(等価騒音レベル)は、名鉄名古屋本線が近接側軌道中心より 12.5m の地点で 51~65dB、25m の地点で 50~63dB、JR 東海道本線が近接側軌道中心より 12.5m の地点で 56~58dB、25m の地点で 54~58dB である。

表 4-1-22 在来鉄道騒音の調査結果(平成 28 年度)

路線名	調査地点	軌道構造	測定側	等価騒音レベル L _{Aeq} (dB)		最大騒音レベル L _{Amax} (dB)		列車速度 (km/h)	備考
				12.5m	25m	12.5m	25m		
名鉄 名古屋 本線	南区呼続元町	平地	下り側	64	56	82	74	84	
	南区西桜町	盛土	下り側	61	58	79	75	89	
	南区粕島町	平地	下り側	65	63	82	79	87	
	緑区鳴海町字上汐田	高架	下り側	51	50	66	65	69	
JR 東海道 本線	瑞穂区内浜町	高架	下り側	58	55	74	70	110	
	南区豊三丁目	高架	上り側	57	58 [*]	74	75 [*]	90	※:22m
	南区戸部下一丁目	直擁壁	上り側	56 [*]	54 ^{**}	73 [*]	71 ^{**}	101	※:17.5m ※※:23m

- 注) 1. 測定側は、名古屋駅方向を上りとする。
 2. 12.5m と 25m は近接側軌道中心からの距離である。
 3. ※及び※※は、周辺環境等の影響で、備考に記載した距離で測定したことを示す。
 4. 列車速度は、12.5m 地点でのピークレベルを求めるために抽出した上位半数の列車の速度を算術平均して求めた。
 出典:「名古屋市の騒音 在来鉄道騒音・振動編(平成 28 年度)」(名古屋市ウェブサイト)

エ 新幹線鉄道騒音

調査地域周辺における、新幹線鉄道騒音の調査結果を表 4-1-23 に示す。平成 30 年度の調査結果は上り側及び下り側ともに 67dB であり、環境基準に適合している。

表 4-1-23 新幹線鉄道騒音の調査結果(平成 30 年度)

調査地点		用途地域	調査結果 (dB)	環境基準 (dB)	列車速度 (km/h)
南区豊田二丁目	上り側	準工業	67	75	227
	下り側	一種住居	67	70	206

- 注) 列車速度は、評価値を求めるのに使用した列車の速度を算術平均した値である。
 出典:「平成 30 年度 新幹線鉄道騒音・振動定期監視等結果」(名古屋市ウェブサイト)

(4) 振動

ア 道路交通振動

調査地域周辺における、道路交通振動の調査結果を表 4-1-24 に示す。平成 29・30 年度の調査結果は 28～56dB である。

表 4-1-24 道路交通振動の調査結果(平成 29・30 年度)

路線名	測定地点	振動レベル(dB)	10 分間交通量(台)		
			小型車	大型車	大型車混入率(%)
名古屋高速 3 号大高線	南区南野一丁目	44	—	—	—
一般国道 1 号	南区星崎一丁目	50	231	51	18.1
一般国道 1 号 名古屋高速 3 号大高線	南区本地通	41	349	77	18.1
県道諸輪名古屋線	緑区鳴海町	44	266	15	5.3
市道名古屋半田線	南区港東通	56	146	49	25.1
県道名古屋中環状線	緑区浦里五丁目	34	236	40	14.5
	緑区鳴海町	33	215	42	16.3
市道名古屋環状線	南区前浜通	47	178	27	13.2
市道東海橋線	南区戸部下一丁目	46	204	40	16.4
	南区桜台一丁目	44	264	27	9.3
県道緑瑞穂線	南区笠寺町	43	67	5	6.9
	南区呼統一丁目	40	85	6	6.6
県道笠寺星崎線	南区本城町	28	6	0	0.0

注) 1. 振動レベルは、昼間 10 分間における 80%レンジの上端値である。

2. 交通量は、昼間 10 分間における台数である。

出典:「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成 29・30 年度)」(名古屋市ウェブサイト)

イ 在来鉄道振動

調査地域周辺における、在来鉄道振動の調査結果を表 4-1-25 に示す。平成 28 年度の調査結果は、名鉄名古屋本線が近接側軌道中心より 12.5m の地点で 44～66dB、25m の地点で 44～62dB、JR 東海道本線が近接側軌道の心より 12.5m の地点で 52～53dB、25m の地点で 50～53dB である。

表 4-1-25 在来鉄道振動の調査結果(平成 28 年度)

路線名	調査地点	軌道構造	測定側	振動レベル (dB)		列車速度 (km/h)	備考
				12.5m	25m		
名鉄 名古屋 本線	南区呼続元町	平地	下り側	61	57	84	
	南区西桜町	盛土	下り側	61	56	89	
	南区粕島町	平地	下り側	66	62	87	
	緑区鳴海町字上汐田	高架	下り側	44	44	69	
JR 東海道 本線	瑞穂区内浜町	高架	下り側	53	50	110	
	南区豊三丁目	高架	上り側	52	52 ^{**}	90	※:22m
	南区戸部下一丁目	直擁壁	上り側	52 ^{**}	53 ^{**※}	101	※:17.5m ※※:23m

- 注) 1. 測定側は、名古屋駅方向を上りとする。
 2. 12.5m と 25m は近接側軌道中心からの距離である。
 3. ※及び※※は、周辺環境等の影響で、備考に記載した距離で測定したことを示す。
 4. 列車速度は、12.5m 地点でのピークレベルを求めるために抽出した上位半数の列車の速度を算術平均して求めた。

出典:「名古屋市の騒音 在来鉄道騒音・振動編(平成 28 年度)」(名古屋市、平成 29 年)

ウ 新幹線鉄道振動

調査地域周辺における、新幹線鉄道振動の調査結果を表 4-1-26 に示す。平成 30 年度の調査結果は上り側及び下り側ともに 61dB であり、指針値を下回っている。

表 4-1-26 新幹線鉄道振動の調査結果(平成 30 年度)

調査地点		用途地域	調査結果 (dB)	指針値 (dB)	列車速度 (km/h)
南区豊田二丁目	上り側	準工業	61	70	227
	下り側	一種住居	61	70	206

- 注) 列車速度は、評価値を求めるのに使用した列車の速度を算術平均した値である。
 出典:「平成 30 年度 新幹線鉄道騒音・振動定期監視等結果」(名古屋市ウェブサイト)

(5) 悪臭

平成 29 年度の名古屋市における悪臭に関する苦情処理件数は 309 件であり、苦情処理件数総数 1,633 件の 18.9%を占めている。また、南区における悪臭に関する苦情処理件数は 20 件であり、苦情処理件数総数 79 件の 25.3%を占めている。

出典:「平成 30 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市、平成 30 年)

(6) 温室効果ガス

2050 年を見据えた低炭素社会の実現に向け、名古屋市では「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年に策定している。この戦略の実現に向け、平成 23 年に「低炭素都市なごや戦略実行計画」を策定し、さらに平成 30 年に「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画」を策定している。この中では、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出量削減の長期目標として 2050 年に温室効果ガス 8 割削減(1990 年比)としている。

名古屋市における温室効果ガス排出量を表 4-1-27 に示す。2016 年度の排出量は、基準年の 2013 年度から 7.9%減少している。なお、最も排出量が多いのはオフィス・店舗等で、次いで工場等となっている。

また、名古屋市における 2016 年度の部門別温室効果ガス排出量は図 4-1-19 に示すとおりであり、運輸の割合が 28.9%と最も多く、次いで業務その他の 27.5%、産業の 20.4%の順となっている。

一方、市内 2 地点(農業センター(天白区)及び科学館(中区))で行われている二酸化炭素濃度の測定結果は図 4-1-20 に示すとおりであり、農業センター及び科学館ともに増加傾向にある。

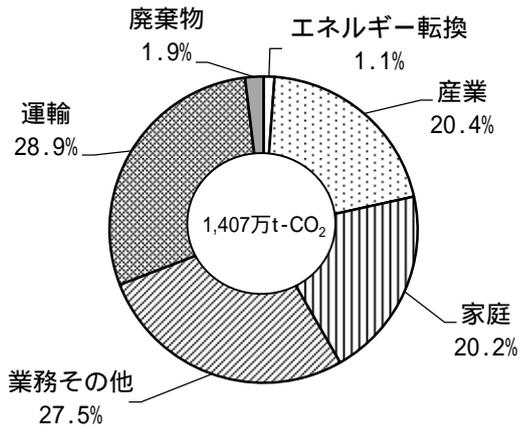
表 4-1-27 温室効果ガス排出量(2016 年度)

単位:万 t-CO₂

ガス種	主体	活動区分		2013 年度 (基準年度)	2016 年度	基準年度比
CO ₂	市民	家庭	家庭生活	338	287	-15.1%
			廃棄物 (家庭)	16	15	-6.5%
		マイカー	自動車 (家庭)	152	138	-8.7%
		小計		505	440	-12.9%
	事業者	業務用車	自動車 (事業)	198	175	-11.8%
		オフィス・店舗等	オフィス・ 店舗等	391	384	-1.9%
		工場・その他	工場等	341	303	-11.2%
			その他の 交通機関	94	93	-0.7%
			廃棄物 (事業)	13	13	-1.8%
		小計		1,037	967	-6.7%
	CO ₂ 小計		1,542	1,407	-8.8%	
CO ₂ 以外の温室効果ガス				57	65	14.4%
温室効果ガス合計				1,599	1,472	-7.9%

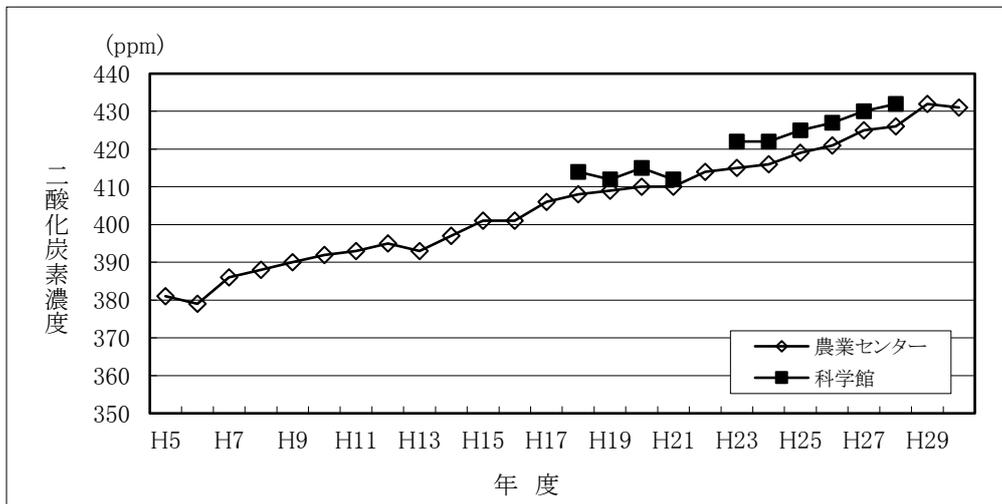
注) 四捨五入により計算が合わないことがある。

出典:「温室効果ガス排出量等の調査結果」(名古屋市ウェブサイト)



出典:「温室効果ガス排出量等の調査結果」(名古屋市ウェブサイト)

図 4-1-19 部門別温室効果ガス排出量(2016 年度)



注) 科学館での測定は、平成 19 年 1 月から平成 29 年 2 月までとなっている。なお、平成 21 年 8 月から平成 23 年 3 月まで測定を休止したため、平成 18 年度と 21 年度の値は参考値である。また、H22 年度は欠測となっている。

出典:「平成 30 年度 二酸化炭素濃度年報」(名古屋市ウェブサイト)

図 4-1-20 二酸化炭素濃度年平均値の推移

4-1-4 動植物、生態系及び緑地の状況

(1) 動物

ア 動物相

名古屋市内で確認された動物種を以下に示す。

出典:「名古屋市版レッドリスト 2015」・「レッドデータブックなごや 2015」(名古屋市ウェブサイト)
「名古屋の野鳥 2014」(名古屋市、平成 28 年)

(ア) 哺乳類

カヤネズミ、ニホンノウサギ、タヌキ等 8 目 19 科 30 種が確認されている。

この中には、外来種であるヌートリア等も含まれている。

(イ) 鳥類

マガモ、ゴイサギ、セイタカシギや、オオタカ、サシバ等の猛禽類等 20 目 59 科 270 種が確認されている。

また、「名古屋の野鳥 2014」(名古屋市、平成 28 年)によると、天白川緑地においてカルガモ、ムクドリ等 46 種が、見晴台笠寺公園でヒヨドリ、カラワヒワ等 38 種が確認されている。

(ウ) 爬虫類

ニホンイシガメ、ニホンヤモリ、シマヘビ等 2 目 8 科 14 種が確認されている。

この中には、外来種であるミシシippアカミミガメ等が含まれている。

(エ) 両生類

トノサマガエル、アカハライモリ等 2 目 6 科 12 種が確認されている。

この中には、外来種であるウシガエル等が含まれている。

(オ) 魚類

ドジョウ、コイ、ニホンウナギ等 9 目 24 科 70 種が確認されている。

この中には、外来種であるオオクチバス(ブラックバス)、ブルーギル、カダヤシ等が含まれている。

(カ) 昆虫類

トンボ類(ギンヤンマ、シオカラトンボ等)、ユスリカ類、バッタ類(トノサマバッタ、クツワムシ等)、チョウ類(アオスジアゲハ、モンシロチョウ、キマダラセセリ等)、コウチュウ類(カブトムシ、ノコギリクワガタ、ゴマダラカミキリ等)、ハチ類(ニホンミツバチ、オオスズメバチ等)、セミ類等 24 目 351 科 3,708 種が確認されている。

この中には、外来種であるセイヨウミツバチ等が含まれている。

(キ) クモ類

ジグモ、オナガグモ等 41 科 334 種が確認されている。

この中には、外来種であるセアカゴケグモ等が含まれている。

(ク) 貝類、甲殻類

カニは、サワガニ、モクズガニ等 1 目 12 科 43 種が確認されている。

この中には、外来種であるチチュウカイミドリガニ等が含まれている。

貝類は、ヤマトシジミ、タイラギ、マイマイ類(マメマイマイ、ヒラベッコウ等)、オオタニシ、カワニナ等 15 目 61 科 149 種が確認されている。

この中には、外来種であるスクミリンゴガイ等が含まれている。

イ 重要な動物種

(7) 重要な動物種の選定根拠等

「レッドデータブックなごや 2015 動物編」(名古屋市、平成 27 年)等に掲載された、調査地域周辺で確認された重要な動物種を選定した。

重要な動物種の選定根拠を表 4-1-28 に、選定根拠に定められた選定基準を表 4-1-29 に示す。また、重要な動物種を確認するために用いた文献を表 4-1-30 に示す。

表 4-1-28 重要な動物種の選定根拠

法令及び文献		選定根拠	
法令による指定	①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・特別天然記念物 ・国指定天然記念物
	②	「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 24 号)	・県指定天然記念物
	③	「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」 (昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)	・市指定天然記念物
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」(平成 4 年法律第 75 号)	・国内希少野生動物種 ・国際希少野生動物種 ・特定国内希少野生動物種 ・緊急指定種
	⑤	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」 (昭和 48 年愛知県条例第 3 号)	・指定希少野生動物種
文献による指定	⑥	「環境省レッドリスト 2019」(環境省、平成 31 年)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・絶滅危惧 I A 類(CR) ・絶滅危惧 I B 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域 個体群(LP)
	⑦	「レッドリストあいち 2015」(愛知県、平成 27 年)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・絶滅危惧 I A 類(CR) ・絶滅危惧 I B 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域 個体群(LP)
	⑧	「名古屋市版レッドリスト 2015」(名古屋市ウェブサイト)	・絶滅(EX) ・絶滅危惧 I A 類(CR) ・絶滅危惧 I B 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD)

注) 表中の①～⑧は、表 4-1-29 の区分、表 4-1-31 の指定状況に対応する。

表 4-1-29 重要な動物種の選定基準

区分		選定基準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)で、我が国にとって学術上価値の高いもの。	
②	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)で、県にとって学術上価値の高いもの。	
③	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)で、市にとって学術上価値の高いもの。	
④	国内希少野生動物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動物の種(国内希少野生動物種を除く)であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生動物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体を繁殖させることができるものであること 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動物種及び国際希少野生動物種以外の野生動物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
⑤	指定希少野生動物種	県内に生息し、又は生息する絶滅のおそれのあるものとして以下のいずれかに該当する野生動物の種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。)のうち、特に保護を図る必要があると認められるもの。 一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動物種 二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動物 三 その種の個体の主要な生息地又は生息地が減少しつつある野生動物 四 その種の個体の生息地又は生息の環境が著しく悪化しつつある野生動物 五 上記に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動物	
⑥	絶滅(EX)	我が国では既に絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅(EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧種 I 類(CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種。	
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。		
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		
⑦	絶滅(EX)・野生絶滅(EW)	愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧種 I 類(CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
		絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。		
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	その種の国内における生息状況に鑑み、愛知県において特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群。		
⑧	絶滅(EX)	名古屋市ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。		

注) 表中の①～⑧は、表 4-1-28 の法令及び文献、表 4-1-31 の指定状況に対応する。

表 4-1-30 重要な動物種の確認文献

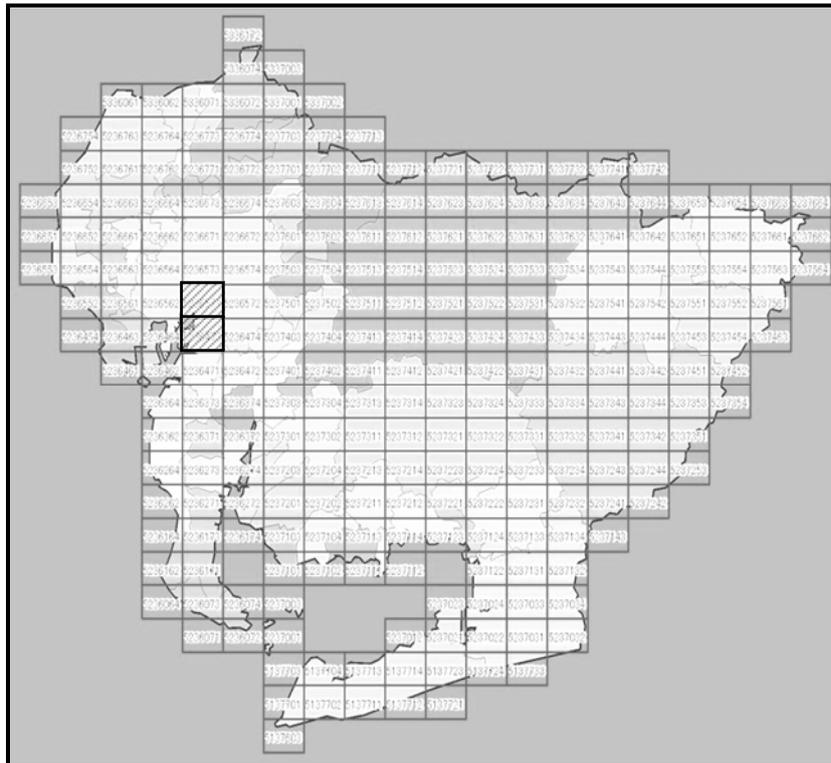
文献		対象となる種
A	「レッドデータブックあいち 2009」(愛知県、平成 21 年)	調査地域が含まれるメッシュ(2 メッシュ)で確認された動物種
B	「レッドデータブックなごや 2015 動物編」(名古屋市、平成 27 年)	南区で確認された動物種
C	「名鉄名古屋本線(山崎川～天白川間)連続立体交差事業環境調査委託報告書」(名古屋市、平成 22 年)	現地調査で確認された動物種のうち、重要種と分類された種

文献 A において示している重要な動物種を把握した調査範囲は調査地域が含まれる 2 つのメッシュとした。文献 A において重要な動物種の調査範囲を図 4-1-21 に示す。

なお、文献 A において示している重要な植物種の把握範囲も同様の調査範囲となっている。

文献 B において示している重要な動物種を把握した調査範囲は事業予定地が位置する南区とした。

文献 C における調査範囲は、本事業の調査地域と概ね同範囲のため、記載された全ての重要種を対象とした。



出典:「レッドデータブックあいち 2009」(愛知県ウェブサイト)

図 4-1-21 重要な動植物種の文献調査範囲

(イ) 重要な動物種

「(ア) 重要な動物種の選定根拠等」から選定した重要な動物種の状況について、区分ごとに整理したものを以下に示す。

a 哺乳類

調査地域周辺における重要な動物種(哺乳類)の状況を表 4-1-31(1)に示す。
調査地域周辺では、1目1科1種が確認されている。

b 鳥類

調査地域周辺における重要な動物種(鳥類)の状況を表 4-1-31(2)に示す。
調査地域周辺では、5目10科17種が確認されている。

c 爬虫類

調査地域周辺における重要な動物種(爬虫類)の状況を表 4-1-31(3)に示す。
調査地域周辺では、2目3科3種が確認されている。

d 両生類

調査地域周辺における重要な動物種(両生類)の状況を表 4-1-31(4)に示す。
調査地域周辺では、1目1科1種が確認されている。

e 魚類

調査地域周辺における重要な動物種(魚類)の状況を表 4-1-31(5)に示す。
調査地域周辺では、5目6科7種が確認されている。

f 昆虫類

調査地域周辺における重要な動物種(昆虫類)の状況を表 4-1-31(6)に示す。
調査地域周辺では、4目5科5種が確認されている。

g クモ類

調査地域周辺における重要な動物種(クモ類)の状況を表 4-1-31(7)に示す。
調査地域周辺では、1目2科3種が確認されている。

h カニ類

調査地域周辺における重要な動物種(カニ類)の状況を表 4-1-31(8)に示す。
調査地域周辺では、1目2科4種が確認されている。

i 貝類

調査地域周辺における重要な動物種(貝類)の状況を表 4-1-31(9)に示す。
調査地域周辺では、2目2科2種が確認されている。

表 4-1-31(1) 重要な動物種(哺乳類)の状況

目名	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
食肉(ネコ)目	イヌ科	タヌキ								NT
1目	1科	1種	—	—	—	—	—	—	—	1種

表 4-1-31(2) 重要な動物種(鳥類)の状況

目名	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
ペリカン目	サギ科	ミゾゴイ						VU	●EN △NT	EN
		チュウサギ						NT		NT
チドリ目	チドリ科	イカルチドリ							●VU ◇NT	NT
		シロチドリ					VU	●VU ◇NT	NT	
		メダイチドリ				国際				NT
	シギ科	オグロシギ							△VU	VU
		オバシギ				国際			△NT	NT
	カモメ科	コアジサシ						VU	●EN △NT	VU
タカ目	ミサゴ科	ミサゴ※						NT	●VU	NT
	タカ科	ハチクマ						NT	●VU ◇NT	VU
		ハイタカ						NT		NT
		オオタカ						NT	●NT ◇NT	NT
		サシバ						VU	●VU △NT	VU
ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ				国内	VU	●VU ◇NT	VU	
スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ						VU		NT
	アトリ科	コイカル								VU
	ヒタキ科	コルリ※							●NT	
5目	10科	17種	—	—	—	3種	—	11種	12種	16種

表 4-1-31(3) 重要な動物種(爬虫類)の状況

目名	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
カメ目	イシガメ科	クサガメ								DD
	スッポン科	ニホンスッポン						DD	DD	DD
有鱗目	ナミヘビ科	シロマダラ							DD	VU
2目	3科	3種	—	—	—	—	—	1種	2種	3種

表 4-1-31(4) 重要な動物種(両生類)の状況

目名	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
有尾目(サンショウウオ目)	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ							VU	EN	CR
1目	1科	1種	—	—	—	—	—	—	1種	1種	1種

表 4-1-31(5) 重要な動物種(魚類)の状況

目名	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ							EN	EN	EN
ナマズ目	ナマズ科	ナマズ									NT
サケ目	アユ科	アユ									VU
ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ							VU	NT	VU
スズキ目	カワアナゴ科	カワアナゴ								NT	VU
	ハゼ科	スミウキゴリ									NT
		ウキゴリ									
5目	6科	7種	—	—	—	—	—	—	2種	3種	7種

表 4-1-31(6) 重要な動物種(昆虫類)の状況

目名	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
ゴキブリ目	オオゴキブリ科	オオゴキブリ								NT	NT
カメムシ目	タイコウチ科	ヒメタイコウチ								NT	VU
	コオイムシ科	タガメ							VU	EN	EX
コウチュウ目	クワガタムシ科	ヒラタクワガタ									NT
チョウ目	アゲハチョウ科	ジャコウアゲハ※									NT
4目	5科	5種	—	—	—	—	—	—	1種	3種	5種

表 4-1-31(7) 重要な動物種(クモ類)の状況

目名	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
クモ目	ジグモ科	ワスレナグモ							NT	VU	CR
	トタテグモ科	キノボリトタテグモ							NT	VU	EN
		キシノウエトタテグモ							NT	VU	CR
1目	2科	3種	—	—	—	—	—	—	3種	3種	3種

表 4-1-31(8) 重要な動物種(カニ類)の状況

目名	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
十脚目	イワガニ科	モクズガニ									NT
		アカテガニ									VU
	スナガニ科	コメソキガニ									NT
		チゴガニ									NT
1目	2科	4種	-	-	-	-	-	-	-	-	4種

表 4-1-31(9) 重要な動物種(貝類)の状況

目名	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
マルスダレガイ目	シジミ科	ウエジマメシジミ									EN
マイマイ目	オナジマイマイ科	ヒルゲンドルフマイマイ							NT	NT	EN
2目	2科	2種	-	-	-	-	-	-	1種	1種	2種

注) 1. 指定状況の①～⑧は、表 4-1-28、表 4-1-29 及び以下に示す法令及び文献の番号と一致し、当該法令及び文献における指定状況を示している。

- ①「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物
- ②「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 24 号)に基づく県指定天然記念物
- ③「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」(昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)に基づく市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成 4 年法律第 75 号)に基づく国際希少野生動物種、国内希少野生動物種、特定国内希少野生動物種、緊急指定種
- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づく指定希少野生動物種
- ⑥「環境省レッドリスト 2019」(環境省、平成 31 年)の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物(クモ形綱、甲殻綱等)
- ⑦「レッドリストあいち 2015」(愛知県、平成 27 年)の掲載種
- ⑧「名古屋市版レッドリスト 2015」(名古屋市ウェブサイト)の掲載種

2. 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ①特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物
- ②県天:県指定天然記念物
- ③市天:市指定天然記念物
- ④国際:国際希少野生動物種、国内:国内希少野生動物種、特国内:特定国内希少野生動物種、緊急:緊急指定種
- ⑤指希:指定希少野生動物種
- ⑥EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ⑦EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群、国リ:国リスト掲載種、●:繁殖、△:通過、◇:越冬
- ⑧EX:絶滅、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、国リ:国リスト掲載種、県リ:県リスト掲載種

3. ※:「名鉄名古屋本線(山崎川～天白川間)連続立体交差事業環境調査委託報告書」(名古屋市、平成 22 年)における現地調査により確認された種を示す。

4. カスマンシヨウウオとトウキョウサンシヨウウオは同一種と考えられており、現在はカスマンシヨウウオと整理されている。

出典:「レッドデータブックあいち 2009」(愛知県、平成 21 年)

「レッドデータブックなごや 2015 動物編」(名古屋市、平成 27 年)

「名鉄名古屋本線(山崎川～天白川間)連続立体交差事業環境調査委託報告書」(名古屋市、平成 22 年)

ウ 注目すべき生息地等

調査地域周辺において、注目すべき生息地等は確認されていない。

(2) 植物

ア 植物相

調査地域周辺における現存植生図を図 4-1-22 に示す。

調査地域周辺は大部分が市街地、工場地帯及び緑の多い住宅地であり、調査地域内には寺社等のシイ・カシ二次林、ケネザサ-コナラ群集等が点在している。

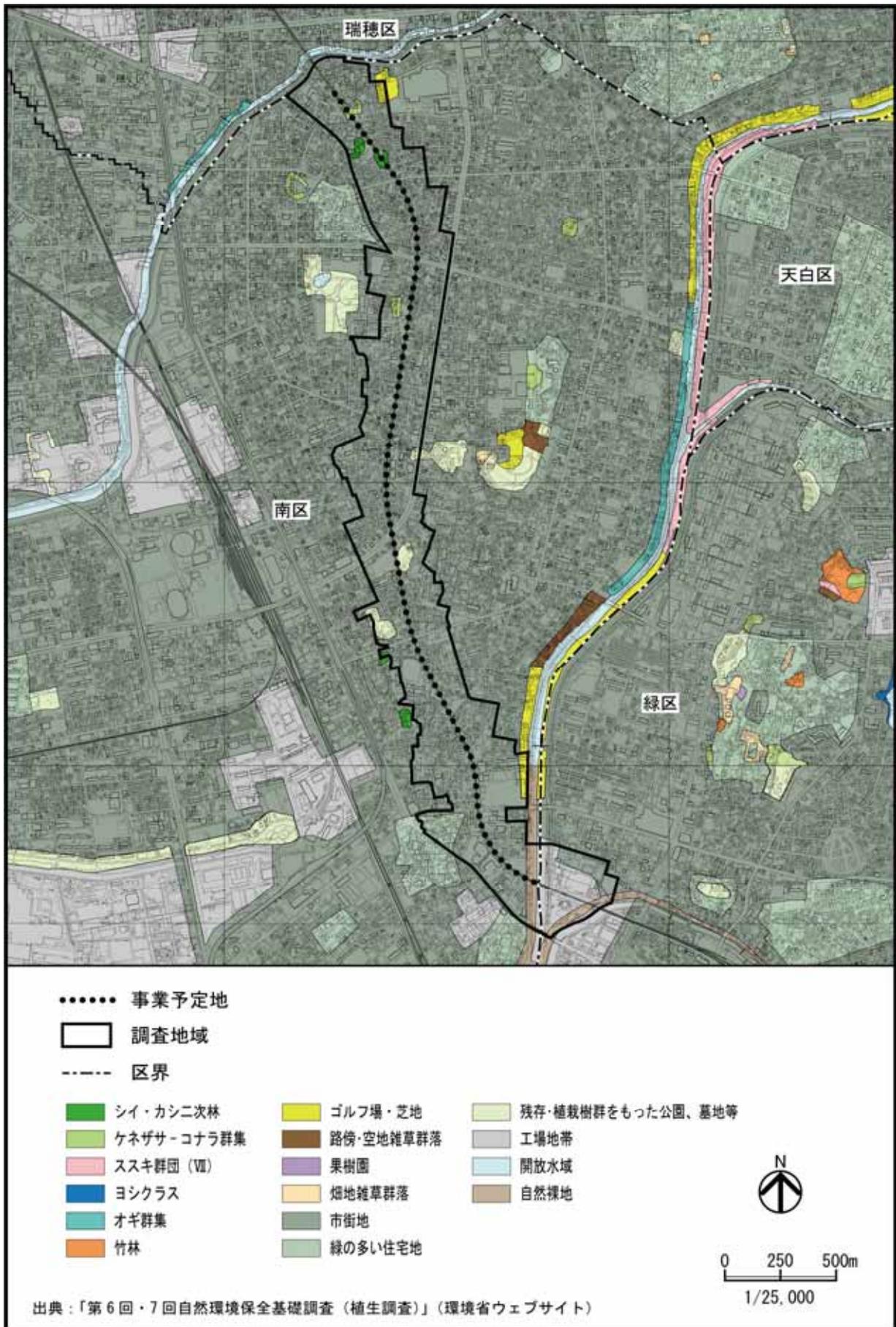


図 4-1-22 現存植生図

イ 重要な植物種

(ア) 重要な植物種の選定根拠等

「レッドデータブックなごや 2015 植物編」(名古屋市、平成 27 年)等に掲載された、調査地域周辺で確認された重要な植物種を選定した。

重要な植物種の選定根拠を表 4-1-32 に、選定根拠に定められた選定基準を表 4-1-33 に示す。また、重要な植物種を確認するために用いた文献を表 4-1-34 に示す。

なお、調査範囲は「(1)動物 イ重要な動物種 (ア)重要な動物種の選定根拠等」のとおりである。

表 4-1-32 重要な植物種の選定根拠

法令及び文献		選定根拠	
法令による指定	①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・特別天然記念物 ・国指定天然記念物
	②	「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 24 号)	・県指定天然記念物
	③	「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」 (昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)	・市指定天然記念物
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」(平成 4 年法律第 75 号)	・国内希少野生植物種 ・国際希少野生植物種 ・特定国内希少野生植物種 ・緊急指定種
	⑤	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」 (昭和 48 年愛知県条例第 3 号)	・指定希少野生植物種
文献による指定	⑥	「環境省レッドリスト 2019」(環境省、平成 31 年)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・絶滅危惧 I A 類(CR) ・絶滅危惧 I B 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域 個体群(LP)
	⑦	「レッドリストあいち 2015」(愛知県、平成 27 年)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・絶滅危惧 I A 類(CR) ・絶滅危惧 I B 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD)
	⑧	「名古屋市版レッドリスト 2015」(名古屋市ウェブサイト)	・絶滅(EX) ・絶滅危惧 I A 類(CR) ・絶滅危惧 I B 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD)

注) 表中の①～⑧は、表 4-1-33 の区分、表 4-1-35 の指定状況に対応する。

表 4-1-33 重要な植物種の選定基準

区分		選定基準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、植物(自生地を含む。)で、我が国にとって学術上価値の高いもの。	
②	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、植物(自生地を含む。)で、県にとって学術上価値の高いもの。	
③	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、植物(自生地を含む。)で、市にとって学術上価値の高いもの。	
④	国内希少野生植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生植物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生植物の種(国内希少野生植物種を除く)であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体を繁殖させることができるものであること 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生植物種及び国際希少野生植物種以外の野生植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
⑤	指定希少野生植物種	県内に生息し、又は生息する絶滅のおそれのあるものとして以下のいずれかに該当する野生植物の種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。)のうち、特に保護を図る必要があると認めるもの。 一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生植物 二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生植物 三 その種の個体の主要な生息地又は生息地が減少しつつある野生植物 四 その種の個体の生息又は生息の環境が著しく悪化しつつある野生植物 五 上記に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生植物	
⑥	絶滅(EX)	我が国では既に絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅(EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧種 I 類(CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
	絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種。	
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種。	
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。		
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		
⑦	絶滅(EX)・野生絶滅(EW)	愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧種 I 類(CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
		絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
	絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種。	
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。		
⑧	絶滅(EX)	名古屋市では既に絶滅したと考えられる種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。		

注) 表中の①～⑧は、表 4-1-32 の法令及び文献、表 4-1-35 の指定状況に対応する。

表 4-1-34 重要な植物種の確認文献

文献		対象となる種
A	「レッドデータブックあいち 2009」(愛知県、平成 21 年)	調査地域が含まれるメッシュ(2 メッシュ)で確認された植物種
B	「第 4 回・6 回自然環境保全基礎調査(巨樹・巨木林)」(環境省ウェブサイト)	調査地域周辺に存在する巨樹・巨木林
C	「レッドデータブックなごや 2015 植物編」(名古屋市、平成 27 年)	南区で確認された植物種
D	「名鉄名古屋本線(山崎川～天白川間)連続立体交差事業環境調査委託報告書」(名古屋市、平成 22 年)	現地調査で確認された植物種のうち、重要種と分類された種

(1) 重要な植物種

「(ア) 重要な植物種の選定根拠等」より選定した重要な植物種の状況について、区分ごとに整理したものを以下に示す。

a 種子植物

調査地域周辺における重要な植物種(種子植物)の状況を表 4-1-35(1)～(2)に示す。

調査地域周辺では、32 科 56 種が確認されている。

b シダ植物

調査地域周辺における重要な植物種(シダ植物)の状況を表 4-1-35(3)に示す。

調査地域周辺では、3 科 3 種が確認されている。

c コケ植物

調査地域周辺における重要な植物種(コケ植物)の状況を表 4-1-35(4)に示す。

調査地域周辺では、1 科 1 種が確認されている。

表 4-1-35(1) 重要な植物種(種子植物)の状況

科名	種名	指定状況								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
イグサ科	イヌイ							EN		
イネ科	ウキシバ							NT	NT	
	ウンヌケ						VU	NT	EN	
	ヒメコヌカグサ						NT		NT	
	ヒメタイヌビエ							EN	CR	
オモダカ科	アギナシ						NT		VU	
カヤツリグサ科	セイタカハリイ							VU	CR	
	ミカワシンジュガヤ						VU	VU	EX	
シバナ科	シバナ						NT	NT	EN	
トチカガミ科	トチカガミ							NT	EN	EX
	ミズオオバコ						VU			
	イトトリゲモ						NT		NT	
ヒルムシロ科	ヒルムシロ							NT	EN	
	リュウノヒゲモ						NT			
ホシクサ科	シラタマホシクサ						VU	VU	EN	
ラン科	キンラン						VU	NT	CR	
	サギソウ						NT	VU	VU	
アオイ科	ハマボウ							VU	EX	
アカバナ科	ウスゲチョウジタデ						NT		VU	
アブラナ科	コイヌガラシ						NT		VU	
アリノトウグサ科	オグラノフサモ						VU	CR		
オオバコ科	トウオオバコ							EN		
	イヌノフグリ						VU		NT	
	オオアブノメ						VU	VU	EN	
	カワヂシャ						NT			
キョウチクトウ科	スズサイコ						NT		CR	
キキョウ科	キキョウ						VU	VU	CR	
キク科	ウラギク						NT		EN	
	カセンソウ							EN	EX	
キンボウゲ科	ウマノアシガタ								VU	
クスノキ科	ニッケイ							NT		
	シロダモ※								NT	
グミ科	アリマグミ							VU	EX	
シソ科	シマジタムラソウ							VU	NT	CR
	ミゾコウジュ							NT		VU
スイレン科	ヒメコウホネ						VU	EN	EX	
タデ科	アキノミチヤナギ									VU
	コギシギシ						VU			VU

表 4-1-35(2) 重要な植物種(種子植物)の状況

科名	種名	指定状況							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
タデ科	サイコクヌカボ						VU	NT	
	ナガバノウナギツカミ						NT	NT	VU
タヌキモ科	イヌタヌキモ						NT		NT
	コタヌキモ							CR	EX
	ムラサキミカキグサ						NT	NT	CR
ハイノキ科	シロバイ※							CR	
バラ科	マメナシ						EN	CR	EN
ヒユ科	ホソバハマアカザ								NT
	ハマアカザ							VU	EX
	マルバアカザ							NT	
マメ科	イヌハギ						VU	VU	CR
	オオバクサフジ							NT	
ミソハギ科	エゾミソハギ							VU	
	ミズスギナ						CR	EX	EX
	ミズマツバ						VU		
ミツガシワ科	ガガブタ						NT	NT	VU
ヤナギ科	キヌヤナギ							NT	VU
スグリ科	ヤブサンザシ							VU	EN
32 科	56 種	—	—	—	—	—	35 種	36 種	43 種

表 4-1-35(3) 重要な植物種(シダ植物)の状況

科名	種名	指定状況							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
コバノイシカグマ科	イシカグマ							NT	EN
サンショウモ科	サンショウモ						VU	CR	EX
イワデンダ科	ウスバシケンシダ						VU	VU	VU
3科	3種	—	—	—	—	—	2種	3種	3種

表 4-1-35(4) 重要な植物種(コケ植物)の状況

科名	種名	指定状況							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
クサリゴケ科	マルバヒメクサリゴケ							VU	VU
1科	1種	—	—	—	—	—	—	1種	1種

注) 1. 指定状況の①～⑧は、表 4-1-32、表 4-1-33 及び以下に示す法令及び文献の番号と一致し、当該法令及び文献における指定状況を示している。

- ①「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物
- ②「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 24 号)に基づく県指定天然記念物
- ③「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」(昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)に基づく市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成 4 年法律第 75 号)に基づく国際希少野生植物種、国内希少野生植物種、特定国内希少野生植物種、緊急指定種
- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づく指定希少野生植物種
- ⑥「環境省レッドリスト 2019」(環境省、平成 31 年)の維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類
- ⑦「レッドリストあいち 2015」(愛知県、平成 27 年)の掲載種
- ⑧「名古屋市版レッドリスト 2015」(名古屋市ウェブサイト)の掲載種

2. 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ①特天:特別天然記念物、 国天:国指定天然記念物
- ②県天:県指定天然記念物
- ③市天:市指定天然記念物
- ④国際:国際希少野生植物種、 国内:国内希少野生植物種、 特国内:特定国内希少野生植物種
緊急:緊急指定種
- ⑤指希:指定希少野生植物種
- ⑥EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、
EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧
- ⑦EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、
EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、国リ:国リスト掲載種
- ⑧EX:絶滅、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、
DD:情報不足、国リ:国リスト掲載種、県リ:県リスト掲載種

3. ラン科の「シラン」は、この地域では園芸個体の逸出であると考えられ、保全対象外である。

4. ※:「名鉄名古屋本線(山崎川～天白川間)連続立体交差事業環境調査委託報告書」(名古屋市、平成 22 年)における現地調査により確認された種を示す。

出典:「レッドデータブックあいち 2009」(愛知県、平成 21 年)

「レッドデータブックなごや 2015 植物編」(名古屋市、平成 27 年)

「名鉄名古屋本線(山崎川～天白川間)連続立体交差事業環境調査委託報告書」(名古屋市、平成 22 年)

ウ 重要な植物群落等の状況

(ア) 重要な植物群落

調査地域周辺において重要な植物群落等は存在しない。

出典:「第3回自然環境保全基礎調査(愛知県自然環境情報図)」(環境庁、平成元年)
「植物群落レッドデータブック」

(財団法人日本自然保護協会・財団法人世界自然保護基金日本委員会、平成8年)

(イ) 巨樹・巨木林等

調査地域周辺の巨樹・巨木林等の状況は、表 4-1-36 及び図 4-1-23 のとおりである。

調査地域周辺には、13 件の巨樹が存在し、そのうち村上社のクスノキ(No.9)は名古屋市の天然記念物に指定されている。なお、調査地域には4件の巨樹(No.1～No.3、No.7)が存在する。

また、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」(昭和37年法律第142号)及び「緑のまちづくり条例」(平成17年名古屋市条例第39号)に基づく保存樹が調査地域周辺に存在している。

表 4-1-36 巨樹・巨木林の状況

No.	樹木名	指定状況	所在地
1	クスノキ	保存樹	熊野三社
2	クスノキ	保存樹	熊野三社
3	ムクノキ	保存樹	熊野三社
4	クロガネモチ	保存樹	個人
5	クスノキ	保存樹	西方院
6	クスノキ	保存樹	星宮社
7	クスノキ	保存樹	七所神社
8	クスノキ	保存樹	喚続神社
9	クスノキ	市指定天然記念物	村上社
10	エノキ		笠寺一里塚
11	クスノキ		稲荷社
12	ムクノキ		成海神社
13	クスノキ		瑞泉寺

注) 番号は、図 4-1-23 に対応する。

出典:「第4回・6回自然環境保全基礎調査(巨樹・巨木林)」(環境省ウェブサイト)

「巨樹・巨木林データベース」(環境省ウェブサイト)

「指定文化財等目録一覧」(名古屋市ウェブサイト)

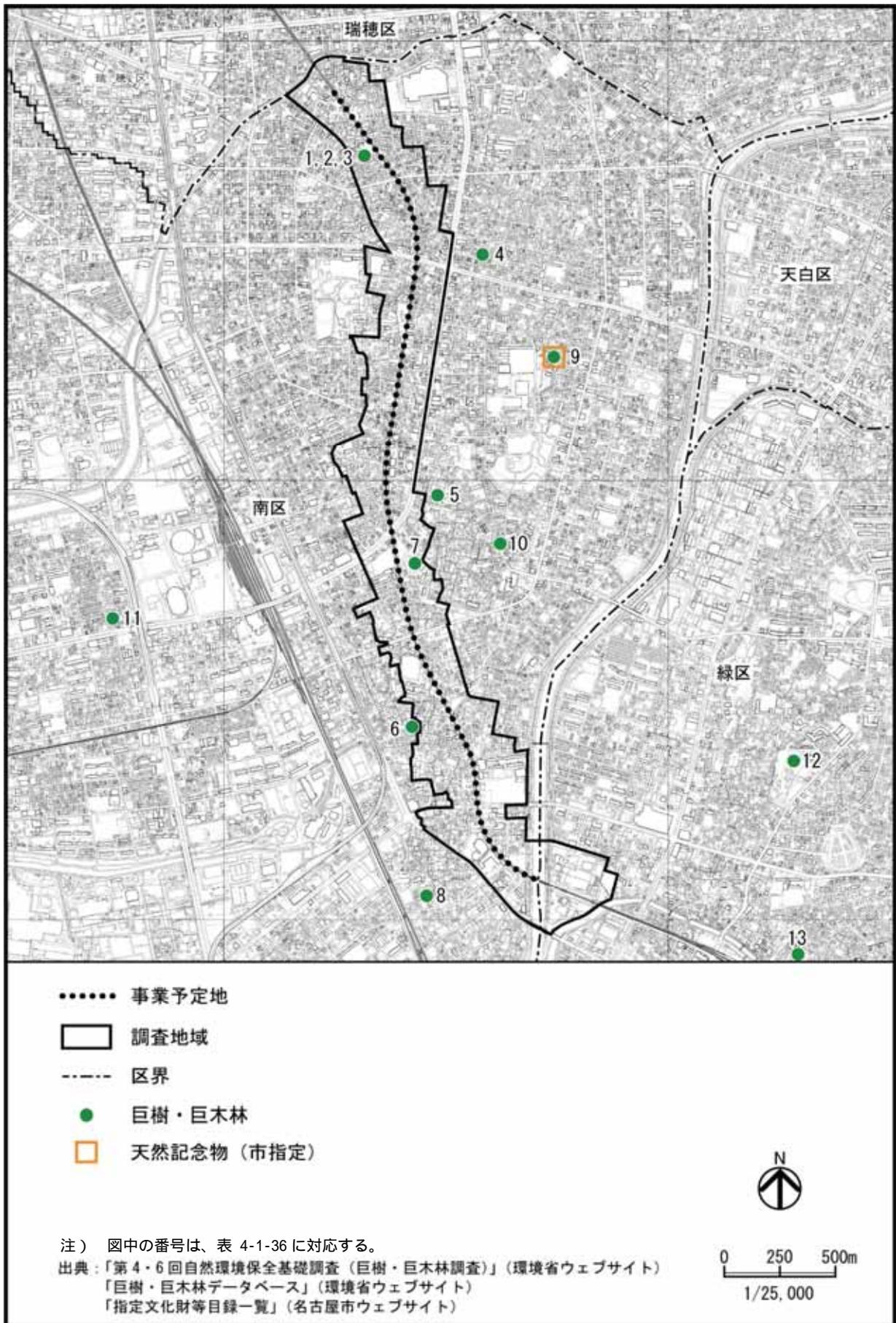


図 4-1-23 重要な植物群落等(巨樹・巨木林)の状況

(3) 生態系

植生自然度区分基準を表 4-1-37 に示す。

調査地域周辺における植生としては、市街地、工場地帯及び緑の多い住宅地が広がっており自然植生度 1～3 の自然度の低い植生が多く分布している。ケネザサ-コナラ群集、ススキ群団など自然植生度 4～7 の植生が、部分的にみられる。

調査地域周辺の自然環境は、天白川の河川敷、社寺林、都市公園等にまとまった植生がみられるのみである(前掲図 4-1-22 参照)。

ア 上位性

「レッドデータブックなごや 2015 動物編」によると、調査地域周辺において重要な動物種として鳥類のミサゴが確認されているが、調査地域周辺には猛禽類の繁殖地、休息地となる環境が存在しないことから、調査地域周辺は重要な生息地として利用されていないと考えられる。

イ 典型性

調査地域周辺では、天白川沿いのススキ群団、オギ群集や社寺林のシイ・カシ二次林が典型的な植生としてみられる。こうした環境下には様々な動物が生息しており、川沿いにはサギ類、カモ類等、社寺林にはハト、トカゲ、セミ等がみられ、調査地域周辺における典型的な種であるといえる。

表 4-1-37 植生自然度区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち、単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区
8	ブナ-ミズナラ群集、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クリ-ミズナラ群落、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種の多い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落
3	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畑、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典:「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」(平成 28 年環生多発第 1603312 号)

(4) 緑地

調査地域周辺の緑地の状況を図 4-1-24 に示す。調査地域周辺には、都市計画公園、都市計画緑地及び特別緑地保全地区が存在する。

調査地域には、都市計画公園の粕島公園、本城公園等、都市計画緑地の天白川緑地、特別緑地保全地区の熊野三社、桜神明社等が存在する。

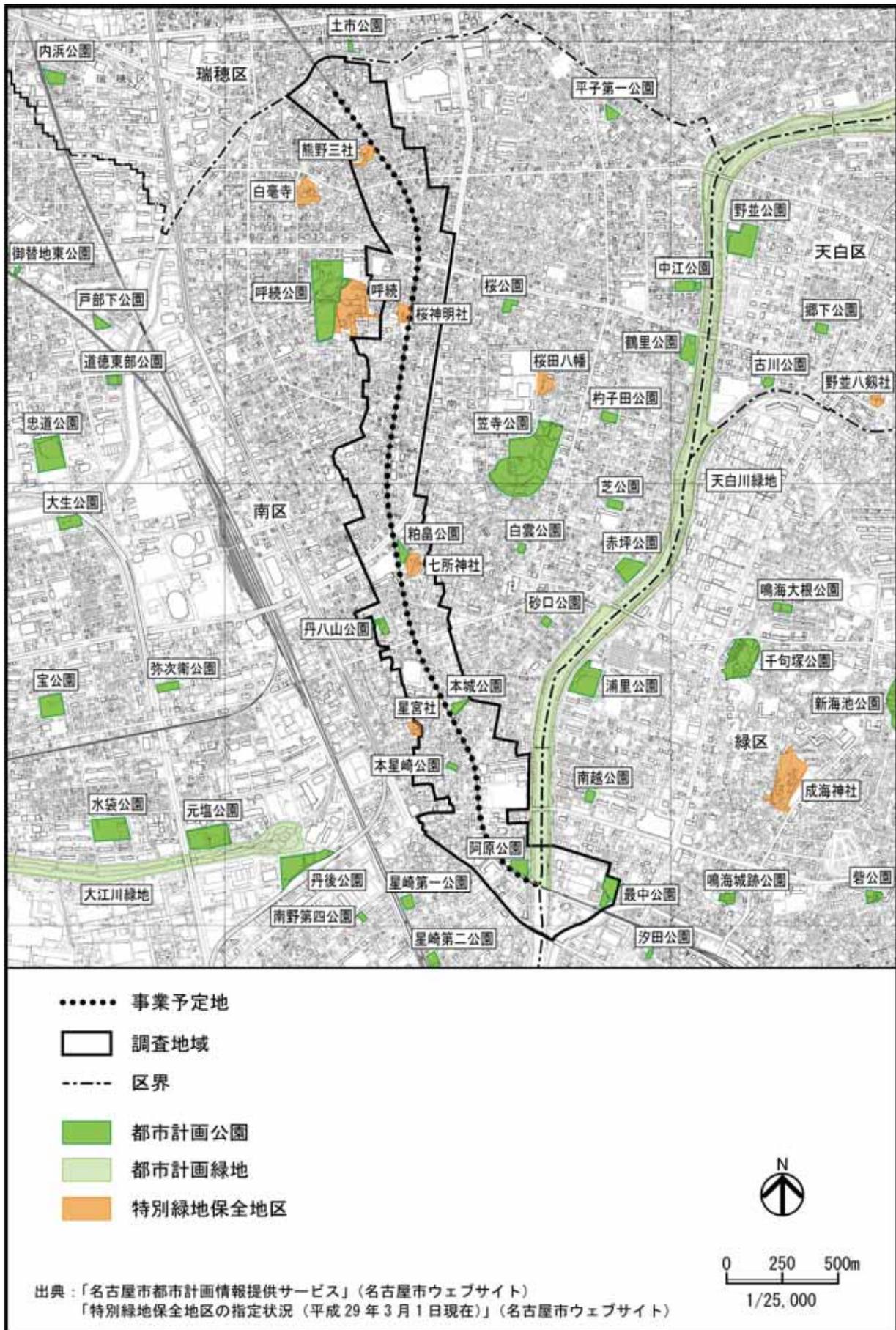


図 4-1-24 緑地の状況

4-1-5 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観資源

「第 3 回自然環境保全基礎調査 愛知県自然環境情報図」(環境庁、平成元年)によると、調査地域周辺に自然景観資源は存在しない。

名古屋市の「都市景観条例」(昭和 59 年名古屋市条例第 17 号)に基づく都市景観重要建築物等指定物件が調査地域周辺に存在する。

景観資源を表 4-1-38 及び図 4-1-25 に示す。

表 4-1-38 景観資源(都市景観重要建築物等指定物件)

都市景観重要建築物等指定物件	概要
笠覆寺(笠寺観音)仁王門・本堂・西門・多宝塔・鐘楼	笠寺縁起(かさでらえんぎ)によれば、天平 8 年(736 年)浜に流れ着いた霊木に僧善光が十一面観音を刻み、小堂を建てて安置したことに始まった。尾張四観音の一つで、仁王門・多宝塔・鐘楼・本堂等見事な伽藍(がらん)の数々を配し、四観音の中でもひとさわ荘厳である。
一里塚のエノキ	一里塚は江戸幕府が主要街道を整備した際に設けたもので、市内に 9 箇所あったといわれるが、現在残されている唯一のもので、貴重な遺跡である。エノキの状態からも江戸時代に植えられたものと思われ、かつての東海道の面影を忍ぶ手がかりとなっている。
村上社のクスノキ	名古屋市指定天然記念物である。樹齢 1,000 年とされる古樹で根元は肥大してこぶ状となっている。鎌倉街道が通り、対岸の野並・古鳴海の渡船場であり、舟人の目標であったといわれている。
古鳴海八幡社のクスノキ	元来、2 つの幹が交わる形で人字状になっており、小さい方が枯れてしまったが、今でも交差の跡が残っている。

出典:「都市景観重要建築物等指定物件」(名古屋市ウェブサイト)

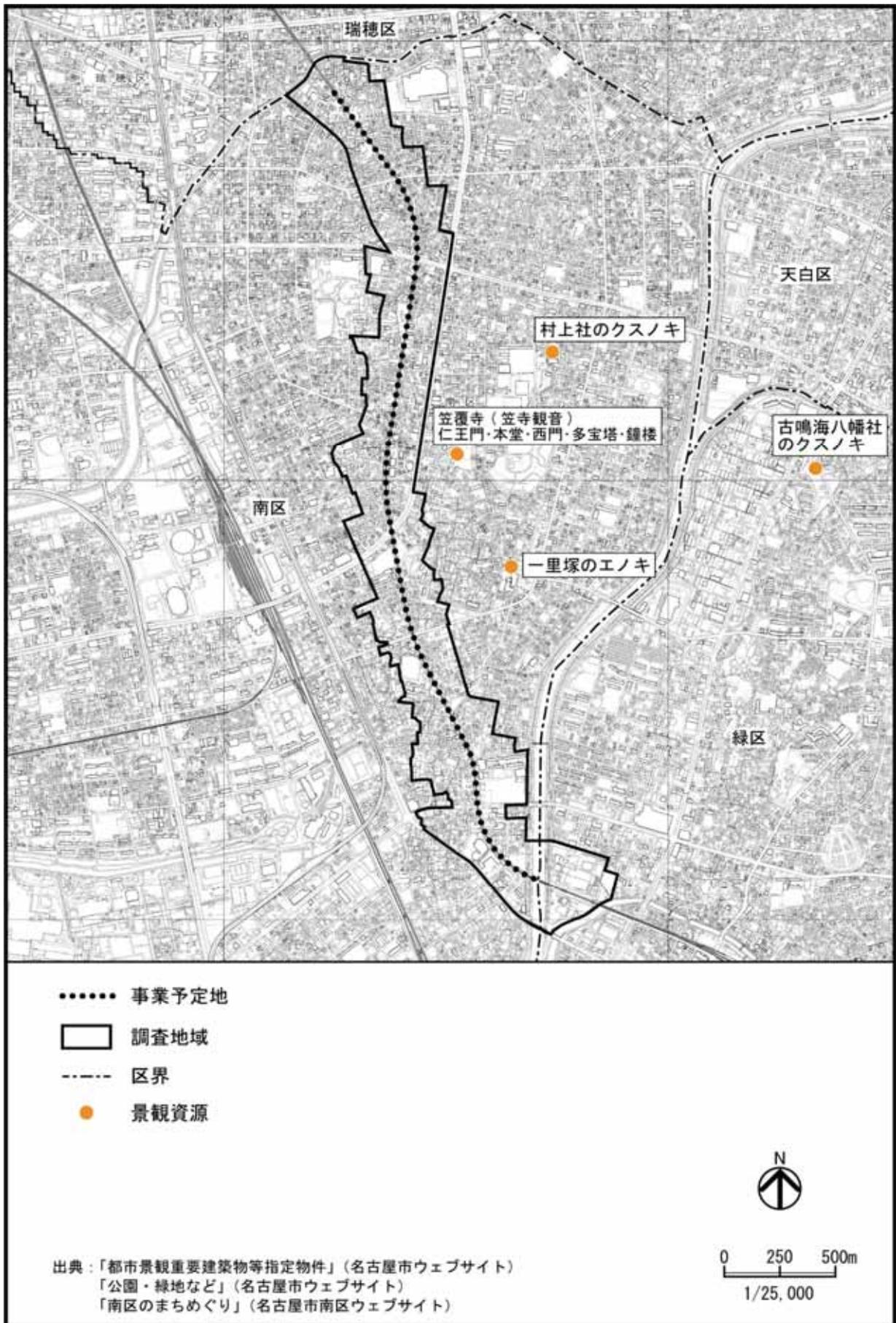


図 4-1-25 景観資源の状況

(2) 屋外レクリエーション施設

調査地域周辺における屋外レクリエーション施設の状況を表 4-1-39 及び図 4-1-26 に示す。

表 4-1-39 屋外レクリエーション施設の状況

名称	屋外レクリエーション施設
呼続公園	野球場
野並公園	野球場
赤坪公園	野球場
浦里公園	野球場
忠道公園	野球場
元塩公園	テニスコート
丹後公園	野球場、テニスコート
大江川緑地	サイクリングコース
天白川緑地	サイクリングコース

出典:「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ウェブサイト)

「名古屋市みどりの年報 2019 年」(名古屋市、令和元年)

「公園・緑地など」(名古屋市ウェブサイト)

「南区のまちめぐり」(名古屋市南区ウェブサイト)

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場

調査地域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の状況を表 4-1-40 及び図 4-1-26 に示す。調査地域には、都市計画公園の丹八山公園、粕島公園、本城公園、本星崎公園、阿原公園及び最中公園が存在し、特別緑地保全地区の熊野三社、桜神明社及び七所神社が存在する。

表 4-1-40 人と自然との触れ合いの活動の場

区分	名称	人と自然との触れ合いの活動の場の状況
都市計画公園	丹八山公園	高台にあり周囲の眺望が見渡せる。多数の石碑が置かれ、桜の名所としても知られている。広場、遊具等が設置されている。
	粕島公園	広場、遊具等が設置されている。
	本城公園	広場、遊具等が設置されている。
	本星崎公園	広場、遊具等が設置されている。
	阿原公園	広場、遊具等が設置されている。
	最中公園	広場、遊具等が設置されている。
	呼続公園	曾池を中心とした公園。公園一帯が曾池遺跡となっており、池を見下ろす展望台があるほか、桜、紅葉が楽しめる。
	笠寺公園	高台にあり周囲の眺望が見渡せる。公園一帯が遺跡となっており、梅、桜の名所となっている。
	千句塚公園	高台にあり周囲の眺望が見渡せる。遊歩道が整備され、松尾芭蕉の「千鳥塚」が建てられている。
	新海池公園	新海池を中心とした公園。遊具広場、芝生広場、水景施設等が設置され、自然の樹林もある。
	鳴海城跡公園	鳴海城跡につくられた公園。高台にあり周囲の眺望が見渡せる。遊具等が設置されている。
都市計画緑地	天白川緑地	天白川の河川敷に整備された緑地である。
	大江川緑地	池、人工河川、芝生広場等が整備されている。桜、彼岸花、紅葉が楽しめる。
緑道	中井用水緑道	中井用水は天白区下八事下池を水源とする水路で、大江川に注いでいる。灌漑用水として作られたと考えられているが、現在では水路は中井用水緑道として整備されている。
特別緑地 保全地区	熊野三社特別緑地保全地区	神社・寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、または伝承もしくは風俗慣習と結びついて、地域において伝統的、文化的意義を有する緑地として指定されている。
	桜神明社特別緑地保全地区	
	七所神社特別緑地保全地区	
	白毫寺特別緑地保全地区	
	呼続特別緑地保全地区	
	桜田八幡特別緑地保全地区	
	星宮社特別緑地保全地区	
	野並八剣社特別緑地保全地区	
成海神社特別緑地保全地区		

出典:「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ウェブサイト)

「名古屋市みどりの年報 2019 年」(名古屋市、令和元年)

「公園・緑地など」(名古屋市ウェブサイト)

「南区のまちなみめぐり」(名古屋市南区ウェブサイト)

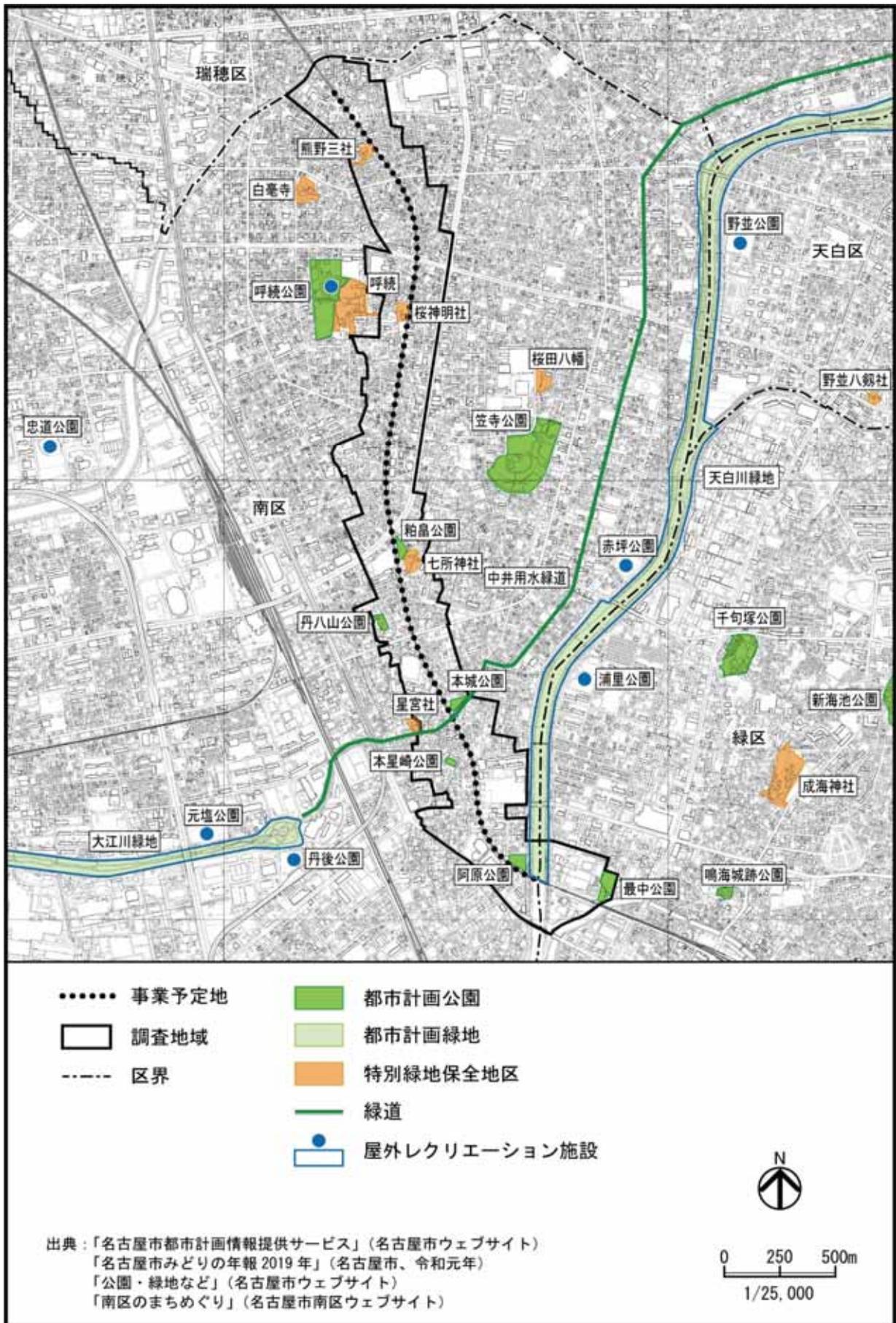


図 4-1-26 屋外レクリエーション施設及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況